

島根原子力発電所 2 号炉 審査資料	
資料番号	EP-060 改 62(比)
提出年月日	令和 2 年 10 月 14 日

島根原子力発電所 2 号炉

重大事故等対処設備について 比較表

令和 2 年 10 月
中国電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

※：本改訂（改 62）による変更箇所の頁番号に r1 を付しています。

実線・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）
 波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

まとめ資料比較表〔第60条 監視測定設備〕

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>比較表において、相違理由を類型化したものについて以下にまとめて記載する。下記以外の相違については、備考欄に相違理由を記載する。</p>			
相違No.	相違理由		
①	島根2号炉のモニタリング・ポストは、非常用所内電源に接続		
②	島根2号炉のモニタリング・ポストは、常設代替交流電源設備(3.14 電源設備)から給電可能		
③	島根2号炉は、他号炉と設備を共用しない		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.17 監視測定設備【60条】 【設置許可基準規則】</p> <p>(監視測定設備)</p> <p>第六十条 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺(工場等の周辺海域を含む。)において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備を設けなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第1項に規定する「発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>a) モニタリング設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できるものであること。</p> <p>b) 常設モニタリング設備(モニタリングポスト等)が機能喪失しても代替し得る十分な台数のモニタリングカー又は可搬型代替モニタリング設備を配備すること。</p> <p>c) 常設モニタリング設備は、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。</p>		<p>3.17 監視測定設備【60条】 【設置許可基準規則】</p> <p>(監視測定設備)</p> <p>第六十条 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺(工場等の周辺海域を含む。)において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備を設けなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第1項に規定する「発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>a) モニタリング設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できるものであること。</p> <p>b) 常設モニタリング設備(モニタリングポスト等)が機能喪失しても代替し得る十分な台数のモニタリングカー又は可搬型代替モニタリング設備を配備すること。</p> <p>c) 常設モニタリング設備は、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.17.1 適合方針</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>放射線管理設備（重大事故等時）の保管、設置又は使用場所の概要図を第 3.17-1 図から第 3.17-5 図に示す。</p>	<p>8.1.2 重大事故等時</p> <p>8.1.2.1 概要</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>放射線管理設備（重大事故等時）の保管、設置又は使用場所の概要図を第 8.1-2 図から第 8.1-4 図に示す。</p>	<p>3.17.1 適合方針</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>放射線管理設備（重大事故等時）の保管、設置又は使用場所の概要図を第 3.17-1 図から第 3.17-4 図に示す。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.17.1.1 重大事故等対処設備</p> <p>(1) 放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備</p> <p>a. <u>可搬型モニタリングポスト</u>による放射線量の測定及び代替測定</p> <p>モニタリング・ポストが機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、<u>可搬型モニタリングポスト</u>を使用する。</p> <p><u>可搬型モニタリングポスト</u>は、重大事故等が発生した場合に、発電所敷地境界付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、モニタリング・ポストを代替し得る十分な個数を保管する。</p> <p>また、<u>可搬型モニタリングポスト</u>は、重大事故等が発生した場合に、発電所海側及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所付近等において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。</p> <p><u>可搬型モニタリングポスト</u>の指示値は、無線により伝送し、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で監視できる設計とする。<u>可搬型モニタリングポスト</u>で測定した放射線量は、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存する設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p><u>可搬型モニタリングポスト</u>の電源は、蓄電池を使用する設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>可搬型モニタリングポスト</u> 	<p>8.1.2.2 設計方針</p> <p>(1) 放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備</p> <p>a. <u>可搬型モニタリング・ポスト</u>による放射線量の測定及び代替測定</p> <p>モニタリング・ポストが機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、<u>可搬型モニタリング・ポスト</u>を使用する。</p> <p><u>可搬型モニタリング・ポスト</u>は、重大事故等が発生した場合に、<u>周辺監視区域境界</u>付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、モニタリング・ポストを代替し得る十分な台数を保管する。</p> <p>また、<u>可搬型モニタリング・ポスト</u>は、重大事故等が発生した場合に、発電所海側及び緊急対策所付近等において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。</p> <p><u>可搬型モニタリング・ポスト</u>の指示値は、<u>衛星系回線</u>により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。<u>可搬型モニタリング・ポスト</u>で測定した放射線量は、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存する設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p><u>可搬型モニタリング・ポスト</u>の電源は、<u>外部バッテリー</u>を使用する設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>可搬型モニタリング・ポスト</u> 	<p>3.17.1.1 重大事故等対処設備</p> <p>(1) 放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備</p> <p>a. <u>可搬式モニタリング・ポスト</u>による放射線量の測定及び代替測定</p> <p>モニタリング・ポストが機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、<u>可搬式モニタリング・ポスト</u>を使用する。</p> <p><u>可搬式モニタリング・ポスト</u>は、重大事故等が発生した場合に、<u>発電所敷地境界</u>付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、モニタリング・ポストを代替し得る十分な個数を保管する。</p> <p>また、<u>可搬式モニタリング・ポスト</u>は、重大事故等が発生した場合に、発電所海側及び緊急時対策所付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。</p> <p><u>可搬式モニタリング・ポスト</u>の指示値は、<u>衛星回線</u>により伝送し、<u>緊急時対策所</u>で監視できる設計とする。<u>可搬式モニタリング・ポスト</u>で測定した放射線量は、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存する設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p><u>可搬式モニタリング・ポスト</u>の電源は、<u>蓄電池</u>を使用する設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>可搬式モニタリング・ポスト</u> 	<p>・運用の相違</p> <p>【柏崎6/7，東海第二】 島根2号炉の可搬式モニタリング・ポストは、左記場所以外には設置しない</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>b. <u>可搬型放射線計測器</u>による空気中の放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>放射能観測車のダスト・よう素サンプラ, <u>よう素測定装置</u>又は <u>GM 計数装置</u>が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として, <u>可搬型放射線計測器</u> (ダスト・よう素サンプラの代替として<u>可搬型ダスト・よう素サンプラ</u>, <u>よう素測定装置</u>の代替として <u>NaI シンチレーションサーベイメータ</u>, <u>GM 計数装置</u>の代替として <u>GM 汚染サーベイメータ</u>) を使用する。</p> <p><u>可搬型放射線計測器</u>は, 重大事故等が発生した場合に, 発電所及びその周辺において, 発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空气中)を監視し, 及び測定し, 並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし, 放射能観測車を代替し得る十分な個数を保管する。</p> <p><u>可搬型放射線計測器</u>のうち <u>NaI シンチレーションサーベイメータ</u>及び <u>GM 汚染サーベイメータ</u>の電源は, 乾電池を使用する設計とし, <u>可搬型ダスト・よう素サンプラ</u>の電源は, 蓄電池を使用する設計とする。</p> <p>主要な設備は, 以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>可搬型放射線計測器</u> (<u>可搬型ダスト・よう素サンプラ</u>, <u>NaI シンチレーションサーベイメータ</u>, <u>GM 汚染サーベイメータ</u>) <p>c. <u>可搬型放射線計測器</u>等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定</p> <p>重大事故等が発生した場合に, 発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において, 発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空气中, 水中, 土壌中)及び放射線量を測定するための重大事故等対処設備として, <u>可搬型放射線計測器</u>及び<u>小型船舶</u>(海上モニタリング用)を使用する。</p> <p><u>可搬型放射線計測器</u>は, 重大事故等が発生した場合に, 発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において, 発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空气中, 水中, 土壌中)及び放射線量を監視し, 及び測定し,</p>	<p>b. <u>可搬型放射能測定装置</u>による空気中の放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>放射能観測車のダスト・よう素サンプラ, <u>よう素測定装置</u>又はダストモニタが機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として, <u>可搬型放射能測定装置</u> (ダスト・よう素サンプラの代替として<u>可搬型ダスト・よう素サンプラ</u>, <u>よう素測定装置</u>の代替として <u>NaI シンチレーションサーベイメータ</u>, <u>ダストモニタ</u>の代替として <u>β線サーベイメータ</u>及び <u>ZnS シンチレーションサーベイメータ</u>) を使用する。</p> <p><u>可搬型放射能測定装置</u>は, 重大事故等が発生した場合に, 発電所及びその周辺において, 発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空气中)を監視し, 及び測定し, 並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし, 放射能観測車を代替し得る十分な台数を保管する。</p> <p><u>可搬型放射能測定装置</u>のうち <u>NaI シンチレーションサーベイメータ</u>, <u>β線サーベイメータ</u>及び <u>ZnS シンチレーションサーベイメータ</u>の電源は, 乾電池を使用する設計とし, <u>可搬型ダスト・よう素サンプラ</u>の電源は, <u>外部バッテリー</u>を使用する設計とする。</p> <p>主要な設備は, 以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>可搬型放射能測定装置</u> (<u>可搬型ダスト・よう素サンプラ</u>, <u>NaI シンチレーションサーベイメータ</u>, <u>β線サーベイメータ</u>及び <u>ZnS シンチレーションサーベイメータ</u>) <p>c. <u>可搬型放射能測定装置</u>等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定</p> <p>重大事故等が発生した場合に, 発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において, 発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空气中, 水中, 土壌中)及び放射線量を測定するための重大事故等対処設備として, <u>可搬型放射能測定装置</u>, <u>電離箱サーベイメータ</u>及び<u>小型船舶</u>を使用する。</p> <p><u>可搬型放射能測定装置</u>及び<u>電離箱サーベイメータ</u>は, 重大事故等が発生した場合に, 発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において, 発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空气中, 水中, 土壌中)及び</p>	<p>b. <u>放射能測定装置</u>による空気中の放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>放射能観測車のダスト・よう素サンプラ, <u>よう素モニタ</u>又は<u>ダストモニタ</u>が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として, <u>放射能測定装置</u> (ダスト・よう素サンプラの代替として<u>可搬式ダスト・よう素サンプラ</u>, <u>よう素モニタ</u>の代替として <u>NaI シンチレーションサーベイメータ</u>, <u>ダストモニタ</u>の代替として <u>GM汚染サーベイメータ</u>) を使用する。</p> <p><u>放射能測定装置</u>は, 重大事故等が発生した場合に, 発電所及びその周辺において, 発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空气中)を監視し, 及び測定し, 並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし, 放射能観測車を代替し得る十分な個数を保管する。</p> <p><u>放射能測定装置</u>のうち <u>NaI シンチレーションサーベイメータ</u>及び <u>GM汚染サーベイメータ</u>の電源は, 乾電池を使用する設計とし, <u>可搬式ダスト・よう素サンプラ</u>の電源は, <u>蓄電池</u>を使用する設計とする。</p> <p>主要な設備は, 以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>放射能測定装置</u> (<u>可搬式ダスト・よう素サンプラ</u>, <u>NaI シンチレーションサーベイメータ</u>, <u>GM汚染サーベイメータ</u>) <p>c. <u>放射能測定装置</u>等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定</p> <p>重大事故等が発生した場合に, 発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において, 発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空气中, 水中, 土壌中)及び放射線量を測定するための重大事故等対処設備として, <u>放射能測定装置</u>及び<u>小型船舶</u>を使用する。</p> <p><u>放射能測定装置</u>は, 重大事故等が発生した場合に, 発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において, 発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空气中, 水中, 土壌中)及び放射線量を監視し, 及び測定し, 並び</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉の放射能観測車に搭載しているダストモニタは, β線測定用であるため, その代替としてGM汚染サーベイメータを使用</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とする。</p> <p>発電所の周辺海域においては、<u>小型船舶（海上モニタリング用）</u>を用いる設計とする。</p> <p><u>可搬型放射線計測器のうちNaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ及び電離箱サーベイメータの電源は、乾電池を使用する設計とし、可搬型ダスト・よう素サンプラの電源は、蓄電池を使用する設計とする。</u></p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>可搬型放射線計測器（可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、電離箱サーベイメータ）</u> ・<u>小型船舶（海上モニタリング用）</u> <p>これらの設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。</p> <p>(2) 風向、風速その他の気象条件の測定に用いる設備</p> <p>a. <u>可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定</u> 気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、<u>可搬型気象観測装置</u>を使用する。</p> <p><u>可搬型気象観測装置</u>は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とし、気象観測設備を代替し得る十分な個数を保管する。</p> <p><u>可搬型気象観測装置</u>の指示値は、<u>無線</u>により伝送し、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>で監視できる設計とする。</p> <p><u>可搬型気象観測装置</u>で測定した風向、風速その他の気象条件は、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存する設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p><u>可搬型気象観測装置</u>の電源は、蓄電池を使用する設計と</p>	<p>放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とする。</p> <p>発電所の周辺海域においては、小型船舶を用いる設計とする。</p> <p><u>可搬型放射能測定装置のうちNaIシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ及びZnSシンチレーションサーベイメータ並びに電離箱サーベイメータの電源は、乾電池を使用する設計とし、可搬型ダスト・よう素サンプラの電源は、外部バッテリーを使用する設計とする。</u></p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>可搬型放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaIシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ）</u> ・<u>電離箱サーベイメータ</u> ・小型船舶 <p>これらの設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。</p> <p>(2) 風向、風速その他の気象条件の測定に用いる設備</p> <p>a. <u>可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定</u> 気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、<u>可搬型気象観測設備</u>を使用する。</p> <p><u>可搬型気象観測設備</u>は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とし、気象観測設備を代替し得る十分な台数を保管する。</p> <p><u>可搬型気象観測設備</u>の指示値は、<u>衛星系回線</u>により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。</p> <p><u>可搬型気象観測設備</u>で測定した風向、風速その他の気象条件は、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存する設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p><u>可搬型気象観測設備</u>の電源は、<u>外部バッテリー</u>を使用す</p>	<p>にその結果を記録できるように測定値を表示する設計とする。</p> <p>発電所の周辺海域においては、<u>小型船舶</u>を用いる設計とする。</p> <p><u>放射能測定装置のうちNaIシンチレーション・サーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α・β線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータの電源は、乾電池を使用する設計とし、可搬式ダスト・よう素サンプラの電源は、蓄電池を使用する設計とする。</u></p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>放射能測定装置（可搬式ダスト・よう素サンプラ、NaIシンチレーション・サーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α・β線サーベイメータ、電離箱サーベイメータ）</u> ・<u>小型船舶</u> <p>これらの設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。</p> <p>(2) 風向、風速その他の気象条件の測定に用いる設備</p> <p>a. <u>可搬式気象観測装置による気象観測項目の代替測定</u> 気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、<u>可搬式気象観測装置</u>を使用する。</p> <p><u>可搬式気象観測装置</u>は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とし、気象観測設備を代替し得る十分な個数を保管する。</p> <p><u>可搬式気象観測装置</u>の指示値は、<u>衛星回線</u>により伝送し、<u>緊急時対策所</u>で監視できる設計とする。</p> <p><u>可搬式気象観測装置</u>で測定した風向、風速その他の気象条件は、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存する設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p><u>可搬式気象観測装置</u>の電源は、<u>蓄電池</u>を使用する設計と</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>する。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>可搬型気象観測装置</u> <p>(3) モニタリング・ポストの代替交流電源設備</p> <p>モニタリング・ポストは、<u>常用所内電源</u>に接続しており、<u>常用所内電源が喪失した場合は、代替交流電源設備であるモニタリング・ポスト用発電機から給電できる設計とする。</u>モニタリング・ポスト用発電機は、<u>定期的に燃料を給油すること</u>で、モニタリング・ポストでの監視、及び測定、並びに記録を継続できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>モニタリング・ポスト用発電機</u> <p>放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様を第3.17-1表に示す。</p>	<p>る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>可搬型気象観測設備</u> <p>(3) モニタリング・ポストの代替交流電源設備</p> <p>モニタリング・ポストは、<u>非常用交流電源設備</u>に接続しており、<u>非常用交流電源設備からの給電が喪失した場合は、代替交流電源設備である常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。</u></p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>常設代替交流電源設備 (10.2 代替電源設備)</u> ・<u>可搬型代替交流電源設備 (10.2 代替電源設備)</u> ・<u>代替所内電気設備 (10.2 代替電源設備)</u> ・<u>燃料給油設備 (10.2 代替電源設備)</u> <p><u>非常用交流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」に記載する。</u></p> <p><u>常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、代替所内電気設備及び燃料給油設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</u></p>	<p>する。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>可搬式気象観測装置</u> <p>(3) モニタリング・ポストの代替交流電源設備</p> <p>モニタリング・ポストは、<u>非常用所内電源</u>に接続しており、<u>非常用所内電源が喪失した場合は、代替交流電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設計とし、モニタリング・ポストでの監視、及び測定、並びに記録を継続できる設計とする。</u></p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>常設代替交流電源設備 (3.14 電源設備)</u> <p>放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様を第3.17-1表に示す。</p> <p><u>常設代替交流電源設備については、「3.14 電源設備」にて記載する。</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7，東海第二】 島根2号炉のモニタリング・ポストは、非常用所内電源に接続（以下、①の相違）</p> <p>島根2号炉のモニタリング・ポストは、常設代替交流電源設備(3.14電源設備)から給電可能（以下、②の相違）</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7，東海第二】 ②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.17.1.2 多様性, 位置的分散</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>可搬型モニタリングポスト</u>は, 屋外のモニタリング・ポストと離れた5号炉原子炉建屋内緊急時対策所及び屋外の高台保管場所に分散して保管することで, 共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p><u>可搬型放射線計測器</u>は, 屋外に保管する放射能観測車と離れた5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に保管することで, 共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p><u>小型船舶(海上モニタリング用)</u>は, 予備と分散して屋外の高台保管場所に保管することで, 共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p><u>可搬型気象観測装置</u>は, 屋外の気象観測設備と離れた屋外の高台保管場所に分散して保管することで, 共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p><u>モニタリング・ポスト用発電機</u>は, 常用所内電源設備と離れた屋外のモニタリング・ポスト2, 5, 8周辺エリアに設置することで, 共通要因によって同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>3.17.1.3 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>可搬型モニタリングポスト</u>, <u>可搬型放射線計測器</u>, <u>小型船舶(海上モニタリング用)</u>及び<u>可搬型気象観測装置</u>は, 他の設備から独立して単独で使用可能とし, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p><u>モニタリング・ポスト用発電機</u>は, 通常時は遮断器により切り離し, 重大事故等時に遮断器を投入することで, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>8.1.2.2.1 多様性, 位置的分散</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>可搬型モニタリング・ポスト</u>は, 屋外のモニタリング・ポストと離れた緊急時対策所建屋内に分散して保管することで, 共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p><u>可搬型放射能測定装置</u>は, 屋外に保管する放射能観測車と離れた緊急時対策所建屋内に保管することで, 共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p><u>小型船舶</u>は, 予備と分散して屋外の可搬型重大事故等対処設備保管場所に保管することで, 共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p><u>可搬型気象観測設備</u>は, 屋外の気象観測設備と離れた緊急時対策所建屋内に分散して保管することで, 共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>8.1.2.2.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>可搬型モニタリング・ポスト</u>, <u>可搬型放射能測定装置</u>, <u>電離箱サーベイ・メータ</u>, <u>小型船舶</u>及び<u>可搬型気象観測設備</u>は, 他の設備から独立して単独で使用可能とし, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>3.17.1.2 多様性, 位置的分散</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>可搬式モニタリング・ポスト</u>は, 屋外のモニタリング・ポストと離れた第1保管エリア及び第4保管エリアに分散して保管することで, 共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p><u>放射能測定装置</u>は, 屋内に保管する放射能観測車と離れた緊急時対策所内に保管することで, 共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p><u>小型船舶</u>は, 予備と分散して第1保管エリア及び第4保管エリアに保管することで, 共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p><u>可搬式気象観測装置</u>は, 屋外の気象観測設備と離れた第1保管エリア及び第4保管エリアに分散して保管することで, 共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>3.17.1.3 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>可搬式モニタリング・ポスト</u>, <u>放射能測定装置</u>, <u>小型船舶</u>及び<u>可搬式気象観測装置</u>は, 他の設備から独立して単独で使用可能とし, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①, ②の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.17.1.4 共用の禁止</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>モニタリング・ポスト用発電機は, モニタリング・ポストに給電する設備であるため, モニタリング・ポストと同様に6号及び7号炉で共用することで, 操作に必要な時間及び要員を減少させて安全性の向上を図る設計とする。</u></p> <p>3.17.1.5 容量等</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p><u>可搬型モニタリングポスト及び可搬型放射線計測器は, 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると予想される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できるよう, 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満足する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型モニタリングポストの保有数は, 6号及び7号炉共用で, モニタリング・ポストの機能喪失時の代替としての9台, 発電所海側等での監視・測定のための5台, 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の加圧判断用としての1台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台(6号及び7号炉共用)を保管する。</u></p>	<p>8.1.2.2.3 容量等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p><u>可搬型モニタリング・ポスト, 可搬型放射能測定装置及び電離箱サーベイ・メータは, 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると予想される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できるよう, 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満足する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型モニタリング・ポストの保有数は, モニタリング・ポストの機能喪失時の代替としての4台, 発電所海側等での監視・測定のための5台, 緊急時対策所の加圧判断用としての1台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台を保管する。</u></p>	<p>3.17.1.4 共用の禁止</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p>3.17.1.5 容量等</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p><u>可搬式モニタリング・ポスト及び放射能測定装置は, 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると予想される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できるよう, 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満足する設計とする。</u></p> <p><u>可搬式モニタリング・ポストの保有数は, モニタリング・ポストの機能喪失時の代替としての6台, 発電所海側での監視・測定のための3台, 緊急時対策所の正圧化判断用としての1台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台を保管する。</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>②の相違</p> <p>・運用の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉は, 他号炉と設備を共用しない(以下, ③の相違)</p> <p>【柏崎6/7, 東海第二】</p> <p>島根2号炉の可搬式モニタリング・ポストは, 最大10台使用し, 左記場所以外には設置しない</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>可搬型放射線計測器のうち可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ及び電離箱サーベイメータの保有数は、放射能観測車の代替並びに発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を測定し得る十分な個数として、6号及び7号炉共用で2台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台（6号及び7号炉共用）を保管する。可搬型放射線計測器のうちZnSシンチレーションサーベイメータの保有数は、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度を測定し得る十分な個数として、6号及び7号炉共用で1台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台（6号及び7号炉共用）を保管する。</u></p> <p><u>小型船舶（海上モニタリング用）は、発電所の周辺海域において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な設備及び要員を積載し得る十分な個数として、6号及び7号炉共用で1台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台（6号及び7号炉共用）を保管する。</u></p> <p><u>可搬型気象観測装置は、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める観測項目を測定できる設計とする。</u></p> <p><u>可搬型気象観測装置の保有数は、気象観測設備が機能喪失しても代替し得る十分な個数として、6号及び7号炉共用で1台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台（6号及び7号炉共用）を保管する。</u></p> <p><u>モニタリング・ポスト用発電機は、常用所内電源復旧までの期間、モニタリング・ポスト3台に必要な電力を供給できる容量を有するものを6号及び7号炉共用で3台設置する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型モニタリングポスト、可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、電離箱サーベイメータ及び可搬型気象観測装置の電源は、蓄電池又は乾電池を使用し、予備品と交換することで、重大事故等時の必要な期間測定できる設計とする。</u></p>	<p><u>可搬型放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaIシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ及びZnSシンチレーションサーベイメータ）の保有数は、放射能観測車の代替並びに発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度を測定し得る十分な台数として2台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管する。電離箱サーベイメータの保有数は、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において放射線量を測定し得る十分な台数として1台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管する。</u></p> <p>小型船舶は、発電所の周辺海域において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な設備及び要員を積載し得る十分な艇数として1艇と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1艇を保管する。</p> <p>可搬型気象観測設備は、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める観測項目を測定できる設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備の保有数は、気象観測設備が機能喪失しても代替し得る十分な台数として1台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管する。</p> <p>可搬型モニタリング・ポスト、可搬型放射能測定装置、電離箱サーベイメータ及び可搬型気象観測設備の電源は、外部バッテリー又は乾電池を使用し、予備品と交換することで、重大事故等時の必要な期間測定できる設計とする。</p>	<p><u>放射能測定装置のうち可搬式ダスト・よう素サンプラ、NaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ及び電離箱サーベイメータの保有数は、放射能観測車の代替並びに発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を測定し得る十分な個数として2台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管する。放射能測定装置のうちα・β線サーベイメータの保有数は、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度を測定し得る十分な個数として1台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管する。</u></p> <p>小型船舶は、発電所の周辺海域において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な設備及び要員を積載し得る十分な個数として1台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管する。</p> <p>可搬式気象観測装置は、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める観測項目を測定できる設計とする。</p> <p>可搬式気象観測装置の保有数は、気象観測設備が機能喪失しても代替し得る十分な個数として1台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管する。</p> <p>可搬式モニタリング・ポスト、可搬式ダスト・よう素サンプラ、NaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α・β線サーベイメータ、電離箱サーベイメータ及び可搬式気象観測装置の電源は、蓄電池又は乾電池を使用し、予備品と交換することで、重大事故等時の必要な期間測定できる設計とする。</p>	<p>・運用の相違 【柏崎6/7】 ③の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.17.1.6 環境条件等</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>可搬型モニタリングポスト</u>は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内及び屋外に保管し、並びに屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。<u>可搬型モニタリングポスト</u>の操作は、重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。</p> <p><u>可搬型放射線計測器</u>は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管し、及び屋内又は屋外で使用し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。<u>可搬型放射線計測器</u>の操作は、重大事故等時において使用場所で可能な設計とする。</p> <p><u>小型船舶(海上モニタリング用)</u>は、屋外に保管し、及び屋外で使用し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。また、<u>小型船舶(海上モニタリング用)</u>は、海で使用するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。<u>小型船舶(海上モニタリング用)</u>の操作は、重大事故等時において使用場所で可能な設計とする。</p> <p><u>可搬型気象観測装置</u>は、屋外に保管し、及び屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。<u>可搬型気象観測装置</u>の操作は、重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。</p> <p><u>モニタリング・ポスト用発電機</u>は、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。<u>モニタリング・ポスト用発電機</u>の操作は、重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。</p> <p>3.17.1.7 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>可搬型モニタリングポスト</u>及び<u>可搬型気象観測装置</u>は、<u>屋内及び屋外のアクセスルート</u>を通行し、車両等により運搬することができるとともに、設置場所において、固縛等の転倒防止措置が可能な設計とする。<u>可搬型モニタリングポスト</u>及び<u>可搬型気象観測装置</u>は、測定器と蓄電池を簡便な接続方式により確実に接続できるとともに、設置場所において、操作スイッチにより操作ができる設計とする。</p>	<p>8.1.2.2.4 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>可搬型モニタリング・ポスト</u>は、緊急時対策所建屋内に保管し、及び屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p><u>可搬型モニタリング・ポスト</u>の操作は、重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。</p> <p><u>可搬型放射能測定装置及び電離箱サーベイ・メータ</u>は、緊急時対策所建屋内に保管し、及び屋内又は屋外で使用し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。<u>可搬型放射能測定装置</u>の操作は、重大事故等時において使用場所で可能な設計とする。</p> <p><u>小型船舶</u>は、屋外に保管し、及び屋外で使用し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。また、<u>小型船舶</u>は、海で使用するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。<u>小型船舶</u>の操作は、重大事故等時において使用場所で可能な設計とする。</p> <p><u>可搬型気象観測設備</u>は、緊急時対策所建屋内に保管し、及び屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。<u>可搬型気象観測設備</u>の操作は、重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。</p> <p>8.1.2.2.5 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>可搬型モニタリング・ポスト</u>及び<u>可搬型気象観測設備</u>は、<u>屋内及び屋外のアクセスルート</u>を通行し、車両等により運搬することができるとともに、設置場所において、固縛等の転倒防止措置が可能な設計とする。<u>可搬型モニタリング・ポスト</u>及び<u>可搬型気象観測設備</u>は、測定器と外部バッテリーを簡便な接続方式により確実に接続できるとともに、設置場所において、操作スイッチにより操作ができる設計とする。</p>	<p>3.17.1.6 環境条件等</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>可搬式モニタリング・ポスト</u>は、<u>第1保管エリア及び第4保管エリア</u>に保管し、並びに屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。<u>可搬式モニタリング・ポスト</u>の操作は、重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。</p> <p><u>放射能測定装置</u>は、緊急時対策所内に保管し、並びに屋内又は屋外で使用し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。<u>放射能測定装置</u>の操作は、重大事故等時において使用場所で可能な設計とする。</p> <p><u>小型船舶</u>は、<u>第1保管エリア及び第4保管エリア</u>に保管し、並びに屋外で使用し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。また、<u>小型船舶</u>は、海で使用するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。<u>小型船舶</u>の操作は、重大事故等時において使用場所で可能な設計とする。</p> <p><u>可搬式気象観測装置</u>は、<u>第1保管エリア及び第4保管エリア</u>に保管し、並びに屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。<u>可搬式気象観測装置</u>の操作は、重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。</p> <p>3.17.1.7 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>可搬式モニタリング・ポスト</u>及び<u>可搬式気象観測装置</u>は、屋外のアクセスルートを通行し、車両等により運搬することができるとともに、設置場所において、固縛等の転倒防止措置が可能な設計とする。<u>可搬式モニタリング・ポスト</u>及び<u>可搬式気象観測装置</u>は、測定器と蓄電池を簡便な接続方式により確実に接続できるとともに、設置場所において、操作スイッチにより操作ができる設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ②の相違</p> <p>・運用の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 島根2号炉の可搬式モニタリング・ポスト及び可搬式気象観測装置の設置には、屋内アクセスルートを通行しない</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>可搬型放射線計測器</u>は、屋内及び屋外のアクセスルートを通行し、人が携行して使用可能な設計とする。<u>可搬型放射線計測器</u>は、使用場所において、操作スイッチにより操作ができる設計とする。</p> <p><u>小型船舶 (海上モニタリング用)</u>は、屋外のアクセスルートを通行し、車両等により運搬することができる設計とする。<u>小型船舶 (海上モニタリング用)</u>は、使用場所において、操作スイッチにより起動し、容易に操縦ができる設計とする。</p> <p><u>モニタリング・ポスト用発電機</u>は、設置場所において、<u>操作スイッチにより操作できるとともに、遮断器操作により通常時に使用する系統からの切り替え操作ができる設計とする。</u></p> <p>3.17.1.8 試験検査</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>可搬型モニタリングポスト</u>、<u>可搬型放射線計測器のうち NaI シンチレーションサーベイメータ</u>、<u>GM 汚染サーベイメータ</u>、<u>ZnS シンチレーションサーベイメータ及び電離箱サーベイメータ</u>並びに<u>可搬型気象観測装置</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、模擬入力による機能・性能の確認（特性確認）及び校正ができる設計とする。</p> <p><u>可搬型放射線計測器のうち可搬型ダスト・よう素サンプラ及び小型船舶 (海上モニタリング用)</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能の確認（特性確認）及び外観の確認ができる設計とする。</p> <p><u>モニタリング・ポスト用発電機</u>は、<u>発電用原子炉の運転中又は停止中に、模擬負荷による機能・性能の確認（特性確認）ができる設計とする。また、分解検査が可能な設計とする。</u></p>	<p><u>可搬型放射能測定装置及び電離箱サーベイ・メータ</u>は、屋内及び屋外のアクセスルートを通行し、人が携行して使用可能な設計とする。<u>可搬型放射能測定装置及び電離箱サーベイ・メータ</u>は、使用場所において、操作スイッチにより操作ができる設計とする。</p> <p>小型船舶は、屋外のアクセスルートを通行し、車両等により運搬することができる設計とする。小型船舶は、使用場所において、操作スイッチにより起動し、容易に操縦ができる設計とする。</p> <p>8.1.2.3 主要設備及び仕様</p> <p><u>放射線管理設備の主要設備及び仕様を第8.1-2表に示す。</u></p> <p>8.1.2.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>可搬型モニタリング・ポスト</u>、<u>可搬型放射能測定装置のうち Na I シンチレーションサーベイ・メータ</u>、<u>β線サーベイ・メータ</u>、<u>Z n Sシンチレーションサーベイ・メータ</u>及び<u>電離箱サーベイ・メータ</u>並びに<u>可搬型気象観測設備</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、模擬入力による機能・性能の確認（特性確認）及び校正ができる設計とする。</p> <p><u>可搬型放射能測定装置のうち可搬型ダスト・よう素サンプラ及び小型船舶</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能の確認（特性確認）及び外観の確認ができる設計とする。</p>	<p><u>放射能測定装置</u>は、屋内及び屋外のアクセスルートを通行し、人が携行して使用可能な設計とする。<u>放射能測定装置</u>は、使用場所において、操作スイッチにより操作ができる設計とする。</p> <p>小型船舶は、屋外のアクセスルートを通行し、車両等により運搬することができる設計とする。小型船舶は、使用場所において、操作スイッチにより起動し、容易に操縦ができる設計とする。</p> <p>3.17.1.8 試験検査</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>可搬式モニタリング・ポスト</u>、<u>放射能測定装置のうち Na I シンチレーション・サーベイ・メータ</u>、<u>GM汚染サーベイ・メータ</u>、<u>α・β線サーベイ・メータ</u>及び<u>電離箱サーベイ・メータ</u>並びに<u>可搬式気象観測装置</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、模擬入力による機能・性能の確認（特性確認）及び校正ができる設計とする。</p> <p><u>放射能測定装置のうち可搬式ダスト・よう素サンプラ及び小型船舶</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能の確認（特性確認）及び外観の確認ができる設計とする。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>第3.17-1表 放射線管理設備(重大事故等時)の主要機器仕様</p> <p>(1) 環境モニタリング設備</p> <p>a. 固定式モニタリング設備</p> <p>(a) モニタリング・ポスト用発電機(6号及び7号炉共用)</p> <p>ディーゼルエンジン</p> <p>個 数 3</p> <p>使用燃料 軽油</p> <p>発電機</p> <p>種 類 3 相同期発電機</p> <p>容 量 約40kVA/台</p> <p>力 率 0.8</p> <p>電 圧 460V</p> <p>周波数 50Hz</p> <p>b. 移動式モニタリング設備</p> <p>(a) 可搬型モニタリングポスト(6号及び7号炉共用)</p> <p>種 類 NaI(Tl)シンチレーション半導体</p> <p>計測範囲 10~10⁹nGy/h</p> <p>個 数 15(予備1)</p> <p>伝送方法 無線</p> <p>(b) 可搬型放射線計測器(6号及び7号炉共用)</p> <p>(b-1) 可搬型ダスト・よう素サンプラ</p> <p>個 数 2(予備1)</p> <p>(b-2) NaIシンチレーションサーベイメータ</p> <p>種 類 NaI(Tl)シンチレーション</p> <p>計測範囲 0.1~30μGy/h</p> <p>個 数 2(予備1)</p> <p>(b-3) GM汚染サーベイメータ</p> <p>種 類 GM管</p> <p>計測範囲 0~100kmin⁻¹</p> <p>個 数 2(予備1)</p>	<p>第8.1-2表 放射線管理設備(重大事故等時)の主要機器仕様</p> <p>(1) 環境モニタリング設備</p> <p>a. 移動式モニタリング設備</p> <p>(a) 可搬型モニタリング・ポスト</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <p>・緊急時対策所(重大事故等時)</p> <p>種 類 NaI(Tl)シンチレーション式検出器半導体式検出器</p> <p>計測範囲 B.G.~10⁹nGy/h</p> <p>台 数 10(予備2)</p> <p>伝送方法 衛星系回線</p> <p>(b) 可搬型放射能測定装置</p> <p>(b-1) 可搬型ダスト・よう素サンプラ</p> <p>台 数 2(予備1)</p> <p>(b-2) NaIシンチレーションサーベイメータ</p> <p>種 類 NaI(Tl)シンチレーション式検出器</p> <p>計測範囲 B.G.~30μGy/h</p> <p>台 数 2(予備1)</p> <p>(b-3) β線サーベイメータ</p> <p>種 類 GM管式検出器</p> <p>計測範囲 B.G.~99.9kmin⁻¹</p> <p>台 数 2(予備1)</p>	<p>第3.17-1表 放射線管理設備(重大事故等時)の主要機器仕様</p> <p>(1) 環境モニタリング設備</p> <p>a. 移動式モニタリング設備</p> <p>(a) 可搬式モニタリング・ポスト</p> <p>種 類 NaI(Tl)シンチレーション半導体</p> <p>計測範囲 10~10⁹nGy/h</p> <p>個 数 10(予備2)</p> <p>伝送方法 衛星回線</p> <p>(b) 放射能測定装置</p> <p>(b-1) 可搬式ダスト・よう素サンプラ</p> <p>個 数 2(予備1)</p> <p>(b-2) NaIシンチレーションサーベイメータ</p> <p>種 類 NaI(Tl)シンチレーション</p> <p>計測範囲 0~30ks⁻¹</p> <p>個 数 2(予備1)</p> <p>(b-3) GM汚染サーベイメータ</p> <p>種 類 GM管</p> <p>計測範囲 0~100kmin⁻¹</p> <p>個 数 2(予備1)</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>②の相違</p> <p>・運用の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>③の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉の可搬式モニタリング・ポストは、最大10台使用</p> <p>・運用の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>③の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(b-4) <u>ZnS シンチレーションサーベイメータ</u> 種類 ZnS (Ag) シンチレーション 計測範囲 0~100kmin⁻¹ 個数 1 (予備1)</p> <p>(b-5) <u>電離箱サーベイメータ</u> 種類 電離箱 計測範囲 0.001~<u>1000</u>mSv/h 個数 2 (予備1)</p> <p>c. <u>小型船舶 (海上モニタリング用) (6号及び7号炉共用)</u> 個数 1 (予備1)</p> <p>d. <u>可搬型気象観測装置 (6号及び7号炉共用)</u> 観測項目 風向, 風速, 日射量, 放射収支量, 雨量 個数 1 (予備1) 伝送方法 無線</p>	<p>(b-4) <u>ZnS シンチレーションサーベイ・メータ</u> 種類 ZnS (Ag) シンチレーション式検出器 計測範囲 B.G. ~99.9kmin⁻¹ 台数 <u>2</u> (予備1)</p> <p>b. <u>電離箱サーベイ・メータ</u> 種類 電離箱式検出器 計測範囲 0.001 mSv/h~<u>1000</u>mSv/h 台数 <u>1</u> (予備1)</p> <p>c. <u>小型船舶</u> 艇数 1 (予備1)</p> <p>d. <u>可搬型気象観測設備</u> 観測項目 風向, 風速, 日射量, 放射収支量, 雨量 台数 1 (予備1) 伝送方法 衛星系回線</p>	<p>(b-4) <u>α・β線サーベイ・メータ</u> 種類 ZnS (Ag) シンチレーション プラスチックシンチレーション 計測範囲 0~100kmin⁻¹ 個数 <u>1</u> (予備1)</p> <p>(b-5) <u>電離箱サーベイ・メータ</u> 種類 電離箱 計測範囲 0.001~<u>300</u>mSv/h 個数 <u>2</u> (予備1)</p> <p>b. <u>小型船舶</u> 個数 1 (予備1)</p> <p>c. <u>可搬式気象観測装置</u> 観測項目 風向, 風速, 日射量, 放射収支量, 雨量 個数 1 (予備1) 伝送方法 衛星回線</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 設備仕様(検出器の種類)の相違</p> <p>・運用の相違 【東海第二】 島根2号炉の放射能測定装置(α・β線サーベイ・メータ)は, 最大1台使用する</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 設備仕様(計測範囲)および配備数量の相違</p> <p>・運用の相違 【柏崎6/7】 ③の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
 <p data-bbox="151 1423 917 1501">第 3. 17-1 図 可搬型モニタリングポストの保管場所及び設置場所図</p>	 <p data-bbox="937 1423 1703 1501">第 8. 1-2 図 可搬型モニタリング・ポストの保管場所及び設置場所</p>	 <p data-bbox="1733 1423 2499 1501">第 3. 17-1 図 可搬式モニタリング・ポストの保管場所及び設置場所図</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
 <p data-bbox="192 1514 878 1541">第 3. 17-2 図 放射能測定装置の保管場所及び使用場所図</p>	 <p data-bbox="949 1514 1694 1541">第 8. 1-3 図 可搬型放射能測定装置等の保管場所及び設置場所</p>	 <p data-bbox="1780 1514 2466 1541">第 3. 17-2 図 放射能測定装置の保管場所及び使用場所図</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="172 268 896 1444" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="231 1465 836 1495" data-label="Caption"> <p>第 3. 17-3 図 小型船舶の保管場所図及び使用場所</p> </div>		<div data-bbox="1757 239 2499 1453" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1816 1470 2421 1499" data-label="Caption"> <p>第 3. 17-3 図 小型船舶の保管場所及び使用場所図</p> </div>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="210 268 854 1306" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="142 1507 890 1545" data-label="Caption"> <p>第 3. 17-4 図 可搬式気象観測装置の保管場所及び設置場所図</p> </div>	<div data-bbox="946 268 1703 1488" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="967 1507 1679 1545" data-label="Caption"> <p>第 8. 1-4 図 可搬型気象観測設備の保管場所及び設置場所</p> </div>	<div data-bbox="1742 247 2487 1497" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1739 1507 2493 1545" data-label="Caption"> <p>第 3. 17-4 図 可搬式気象観測装置の保管場所及び設置場所図</p> </div>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="172 260 902 1444" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="172 1465 902 1499" data-label="Caption"> <p>第 3. 17-5 図 モニタリング・ポスト用発電機の設置場所図</p> </div>			

実線・・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）
 波線・・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

まとめ資料比較表 [第 60 条 監視測定設備 添付資料]

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考								
<p>比較表において、相違理由を類型化したものについて以下にまとめて記載する。下記以外の相違については、備考欄に相違理由を記載する。</p> <table border="1" data-bbox="231 457 2427 709"> <thead> <tr> <th data-bbox="231 457 424 520">相違No.</th> <th data-bbox="424 457 2427 520">相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="231 520 424 583">①</td> <td data-bbox="424 520 2427 583">島根 2 号炉のモニタリング・ポストは、非常用所内電源に接続</td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 583 424 646">②</td> <td data-bbox="424 583 2427 646">島根 2 号炉のモニタリング・ポストは、常設代替交流電源設備 (3. 14 電源設備) から給電可能</td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 646 424 709">③</td> <td data-bbox="424 646 2427 709">島根 2 号炉は、他号炉と設備を共用しない</td> </tr> </tbody> </table>				相違No.	相違理由	①	島根 2 号炉のモニタリング・ポストは、非常用所内電源に接続	②	島根 2 号炉のモニタリング・ポストは、常設代替交流電源設備 (3. 14 電源設備) から給電可能	③	島根 2 号炉は、他号炉と設備を共用しない
相違No.	相違理由										
①	島根 2 号炉のモニタリング・ポストは、非常用所内電源に接続										
②	島根 2 号炉のモニタリング・ポストは、常設代替交流電源設備 (3. 14 電源設備) から給電可能										
③	島根 2 号炉は、他号炉と設備を共用しない										

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.17 監視測定設備【60条】</p> <p>【設置許可基準規則】</p> <p>(監視測定設備)</p> <p>第六十条 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備を設けなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第1項に規定する「発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>a) モニタリング設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できるものであること。</p> <p>b) 常設モニタリング設備（モニタリング・ポスト等）が機能喪失しても代替し得る十分な台数のモニタリングカー又は可搬型代替モニタリング設備を配備すること。</p> <p>c) 常設モニタリング設備は、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。</p>	<p>3.17 監視測定設備【60条】</p> <p>【設置許可基準規則】</p> <p>(監視測定設備)</p> <p>第六十条 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備を設けなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第1項に規定する「発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>a) モニタリング設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できるものであること。</p> <p>b) 常設モニタリング設備（モニタリングポスト等）が機能喪失しても代替し得る十分な台数のモニタリングカー又は可搬型代替モニタリング設備を配備すること。</p> <p>c) 常設モニタリング設備は、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。</p>	<p>3.17 監視測定設備【60条】</p> <p>【設置許可基準規則】</p> <p>(監視測定設備)</p> <p>第六十条 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備を設けなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第1項に規定する「発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>a) モニタリング設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できるものであること。</p> <p>b) 常設モニタリング設備（モニタリングポスト等）が機能喪失しても代替し得る十分な台数のモニタリングカー又は可搬型代替モニタリング設備を配備すること。</p> <p>c) 常設モニタリング設備は、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 17. 1 設置許可基準規則第60 条への適合方針</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための設備として、<u>可搬型モニタリングポスト</u>、<u>可搬型放射線計測器</u>及び<u>小型船舶（海上モニタリング用）</u>を設ける。</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備として、<u>可搬型気象観測装置</u>を設ける。</p> <p>(1) 放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備（設置許可基準規則解釈の第1 項 a) , b))</p> <p>(i) <u>可搬型モニタリングポスト</u>による放射線量の測定及び代替測定</p> <p>モニタリング・ポストが機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備（放射線量の測定）として、<u>可搬型モニタリングポスト</u>を設ける。<u>可搬型モニタリングポスト</u>は、重大事故等が発生した場合に、発電所敷地境界付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、モニタリング・ポストを代替し得る十分な個数を保管する。</p> <p>また、<u>可搬型モニタリングポスト</u>は、重大事故等が発生した場合に、<u>発電所海側等</u>において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。</p> <p>さらに、<u>可搬型モニタリングポスト</u>は、重大事故等が発生した場合に、<u>5号炉原子炉建屋付近</u>において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の陽圧化</u>の判断として使用する。</p> <p><u>可搬型モニタリングポスト</u>の指示値は、<u>無線</u>により伝送し、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>で監視できる設計とする。<u>可搬型モニタリングポスト</u>で測定した放射線量は、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p>	<p>3. 17. 1 設置許可基準規則第 60 条への適合方針</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための設備として、<u>可搬型モニタリング・ポスト</u>、<u>可搬型放射能測定装置</u>、<u>電離箱サーベイ・メータ</u>及び<u>小型船舶</u>を設ける。</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備として、<u>可搬型気象観測設備</u>を設ける。</p> <p>(1) 放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備（設置許可基準規則の第 1 項及び設置許可基準規則解釈の第 1 項 a) , b))</p> <p>(i) <u>可搬型モニタリング・ポスト</u>による放射線量の測定及び代替測定</p> <p>モニタリング・ポストが機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備（放射線量の測定）として、<u>可搬型モニタリング・ポスト</u>を設ける。<u>可搬型モニタリング・ポスト</u>は、重大事故等が発生した場合に、<u>周辺監視区域境界付近</u>において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、モニタリング・ポストを代替し得る十分な台数を保管する。</p> <p>また、<u>可搬型モニタリング・ポスト</u>は、重大事故等が発生した場合に、<u>発電所海側等</u>において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。</p> <p>さらに、<u>可搬型モニタリング・ポスト</u>は、重大事故等が発生した場合に、<u>緊急時対策所付近</u>において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、<u>緊急時対策所の正圧化</u>の判断として使用する。</p> <p><u>可搬型モニタリング・ポスト</u>の指示値は、<u>衛星系回線</u>により伝送し、<u>緊急時対策所</u>で監視できる設計とする。<u>可搬型モニタリング・ポスト</u>で測定した放射線量は、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計と</p>	<p>3. 17. 1 設置許可基準規則第60条への適合方針</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための設備として、<u>可搬式モニタリング・ポスト</u>、<u>放射能測定装置</u>及び<u>小型船舶</u>を設ける。</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備として、<u>可搬式気象観測装置</u>を設ける。</p> <p>(1) 放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備（設置許可基準規則解釈の第1 項 a) , b))</p> <p>(i) <u>可搬式モニタリング・ポスト</u>による放射線量の測定及び代替測定</p> <p>モニタリング・ポストが機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備（放射線量の測定）として、<u>可搬式モニタリング・ポスト</u>を設ける。<u>可搬式モニタリング・ポスト</u>は、重大事故等が発生した場合に、<u>発電所敷地境界付近</u>において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、モニタリング・ポストを代替し得る十分な個数を保管する。</p> <p>また、<u>可搬式モニタリング・ポスト</u>は、重大事故等が発生した場合に、<u>発電所海側</u>において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。</p> <p>さらに、<u>可搬式モニタリング・ポスト</u>は、重大事故等が発生した場合に、<u>緊急時対策所付近</u>において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、<u>緊急時対策所の正圧化</u>の判断として使用する。</p> <p><u>可搬式モニタリング・ポスト</u>の指示値は、<u>衛星回線</u>により伝送し、<u>緊急時対策所</u>で監視できる設計とする。<u>可搬式モニタリング・ポスト</u>で測定した放射線量は、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。<u>可搬式モ</u></p>	<p>備考</p> <p>・運用の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】 島根 2号炉の可搬式モニタリング・ポストは、左記場所以外には設置しない</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>可搬型モニタリングポストの電源は、蓄電池を使用する設計とする。</p> <p>(ii) 可搬型放射線計測器による空気中の放射性物質の濃度の代替測定 放射能観測車のダスト・よう素サンプラ、よう素測定装置又はGM計数装置が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備(空気中の放射性物質の濃度の代替測定)として、可搬型放射線計測器(ダスト・よう素サンプラの代替として可搬型ダスト・よう素サンプラ、よう素測定装置の代替としてNaIシンチレーションサーベイメータ、GM計数装置の代替としてGM汚染サーベイメータ)を設ける。</p> <p>可搬型放射線計測器(可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaIシンチレーションサーベイメータ及びGM汚染サーベイメータ)は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中)を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、放射能観測車を代替し得る十分な個数を保管する。可搬型放射線計測器(NaIシンチレーションサーベイメータ及びGM汚染サーベイメータ)の電源は、乾電池を使用する設計とし、可搬型放射線計測器(可搬型ダスト・よう素サンプラ)の電源は、蓄電池を使用する設計とする。</p> <p>(iii) 可搬型放射線計測器による空気中の放射性物質の濃度の測定、可搬型放射線計測器による水中の放射性物質の濃度の測定、可搬型放射線計測器による土壌中の放射性物質の濃度の測定及び海上モニタリング 重大事故等対処設備(放射性物質の濃度及び放射線量の測定)として、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中)及び放射線量を測定するために、可搬型放射線計測器(可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaIシンチレーションサーベイ</p>	<p>する。可搬型モニタリング・ポストの電源は、外部バッテリーを使用する設計とする。</p> <p>(ii) 可搬型放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定 放射能観測車のダスト・よう素サンプラ、よう素測定装置又はダストモニタが機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備(空気中の放射性物質の濃度の代替測定)として、可搬型放射能測定装置(ダスト・よう素サンプラの代替として可搬型ダスト・よう素サンプラ、よう素測定装置の代替としてNaIシンチレーションサーベイメータ、ダストモニタの代替としてβ線サーベイメータ及びZnSシンチレーションサーベイメータ)を設ける。</p> <p>可搬型放射能測定装置(可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaIシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ及びZnSシンチレーションサーベイメータ)は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中)を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、放射能観測車を代替し得る十分な台数を保管する。可搬型放射能測定装置(NaIシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ及びZnSシンチレーションサーベイメータ)の電源は、乾電池を使用する設計とし、可搬型放射能測定装置(可搬型ダスト・よう素サンプラ)の電源は、外部バッテリーを使用する設計とする。</p> <p>(iii) 可搬型放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定、可搬型放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定、可搬型放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定及び海上モニタリング 重大事故等対処設備(放射性物質の濃度及び放射線量の測定)として、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中)及び放射線量を測定するために、可搬型放射能測定装置(NaIシンチレーションサーベイメータ、β線</p>	<p>ニタリング・ポストの電源は、蓄電池を使用する設計とする。</p> <p>(ii) 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定 放射能観測車のダスト・よう素サンプラ、よう素モニタ又はダストモニタが機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備(空気中の放射性物質の濃度の代替測定)として、放射能測定装置(ダスト・よう素サンプラの代替として可搬式ダスト・よう素サンプラ、よう素モニタの代替としてNaIシンチレーション・サーベイメータ、ダストモニタの代替としてGM汚染サーベイメータ)を設ける。</p> <p>放射能測定装置(可搬式ダスト・よう素サンプラ、NaIシンチレーション・サーベイメータ及びGM汚染サーベイメータ)は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中)を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、放射能観測車を代替し得る十分な個数を保管する。放射能測定装置(NaIシンチレーション・サーベイメータ及びGM汚染サーベイメータ)の電源は、乾電池を使用する設計とし、放射能測定装置(可搬式ダスト・よう素サンプラ)の電源は、蓄電池を使用する設計とする。</p> <p>(iii) 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定、放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定、放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定及び海上モニタリング 重大事故等対処設備(放射性物質の濃度及び放射線量の測定)として、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中)及び放射線量を測定するために、放射能測定装置(可搬式ダスト・よう素サンプラ、NaIシンチレーション・サーベイ</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 島根2号炉の放射能観測車に搭載しているダストモニタは、β線測定用であるため、その代替としてGM汚染サーベイメータを使用</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>メータ, GM 汚染サーベイメータ, ZnSシンチレーションサーベイメータ及び電離箱サーベイメータ) 及び小型船舶(海上モニタリング用) を設ける。</p> <p>可搬型放射線計測器は, 重大事故等が発生した場合に, 発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において, 発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空气中, 水中, 土壌中)及び放射線量を監視し, 及び測定し, 並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし, 発電所の周辺海域においては, <u>小型船舶(海上モニタリング用)</u>を用いる設計とする。</p> <p>可搬型放射線計測器(NaI シンチレーションサーベイメータ, GM 汚染サーベイメータ, ZnS シンチレーションサーベイメータ及び電離箱サーベイメータ)の電源は, 乾電池を使用する設計とし, <u>可搬型放射線計測器(可搬型ダスト・よう素サンプラ)</u>の電源は, 蓄電池を使用する設計とする。</p> <p>「(1) 放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備」は, 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。</p> <p>(2) 風向, 風速その他の気象条件の測定に用いる設備(設置許可基準規則の第2項)</p> <p>(i) <u>可搬型気象観測装置</u>による気象観測項目の代替測定</p> <p>気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備(風向, 風速その他の気象条件の測定)として, <u>可搬型気象観測装置</u>を設ける。</p> <p><u>可搬型気象観測装置</u>は, 重大事故等が発生した場合に, 発電所において風向, 風速その他の気象条件を測定し, 及びその結果を記録できる設計とし, 気象観測設備を代替し得る十分な個数を保管する。</p> <p><u>可搬型気象観測装置</u>の指示値は, <u>無線</u>により伝送し, <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>で監視できる設計とする。<u>可搬型気象観測装置</u>で測定した風向, 風速その他の気象条件は, 電磁的に記録, 保存し, 電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また, 記録は必要な容量を保存できる設計とする。<u>可搬型気象観測装置</u>の電源は, 蓄電池を使用する</p>	<p>サーベイ・メータ及びZnSシンチレーションサーベイ・メータ), 電離箱サーベイ・メータ及び小型船舶を設ける。</p> <p>可搬型放射能測定装置及び電離箱サーベイ・メータは, 重大事故等が発生した場合に, 発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において, 発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空气中, 水中, 土壌中)及び放射線量を監視し, 及び測定し, 並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし, 発電所の周辺海域においては, 小型船舶を用いる設計とする。</p> <p>可搬型放射能測定装置(NaI シンチレーションサーベイ・メータ, β線サーベイ・メータ並びにZnSシンチレーションサーベイ・メータ)及び電離箱サーベイ・メータの電源は, 乾電池を使用する設計とし, <u>可搬型放射能測定装置(可搬型ダスト・よう素サンプラ)</u>の電源は, <u>外部バッテリー</u>を使用する設計とする。</p> <p>「(1) 放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備」は, 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。</p> <p>(2) 風向, 風速その他の気象条件の測定に用いる設備(設置許可基準規則の第2項)</p> <p>(i) <u>可搬型気象観測設備</u>による気象観測項目の代替測定</p> <p>気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備(風向, 風速その他の気象条件の代替測定)として, <u>可搬型気象観測設備</u>を設ける。</p> <p><u>可搬型気象観測設備</u>は, 重大事故等が発生した場合に, 発電所において風向, 風速その他の気象条件を測定し, 及びその結果を記録できる設計とし, 気象観測設備の機能を代替し得る十分な台数を保管する。</p> <p><u>可搬型気象観測設備</u>の指示値は, <u>衛星系回線</u>により伝送し, 緊急時対策所で監視できる設計とする。<u>可搬型気象観測設備</u>で測定した風向, 風速その他の気象条件は, 電磁的に記録, 保存し, 電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また, 記録は必要な容量を保存できる設計とする。<u>可搬型気象観測設備</u>の電源は, <u>外部バッテリー</u>を</p>	<p>メータ, GM汚染サーベイ・メータ, α・β線サーベイ・メータ及び電離箱サーベイ・メータ) 及び小型船舶を設ける。</p> <p>放射能測定装置は, 重大事故等が発生した場合に, 発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において, 発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空气中, 水中, 土壌中)及び放射線量を監視し, 及び測定し, 並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし, 発電所の周辺海域においては, <u>小型船舶</u>を用いる設計とする。</p> <p>放射能測定装置(NaI シンチレーション・サーベイ・メータ, GM汚染サーベイ・メータ, α・β線サーベイ・メータ及び電離箱サーベイ・メータ)の電源は, 乾電池を使用する設計とし, <u>放射能測定装置(可搬式ダスト・よう素サンプラ)</u>の電源は, <u>蓄電池</u>を使用する設計とする。</p> <p>「(1) 放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備」は, 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。</p> <p>(2) 風向, 風速その他の気象条件の測定に用いる設備(設置許可基準規則の第2項)</p> <p>(i) <u>可搬式気象観測装置</u>による気象観測項目の代替測定</p> <p>気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備(風向, 風速その他の気象条件の測定)として, <u>可搬式気象観測装置</u>を設ける。</p> <p><u>可搬式気象観測装置</u>は, 重大事故等が発生した場合に, 発電所において風向, 風速その他の気象条件を測定し, 及びその結果を記録できる設計とし, 気象観測設備を代替し得る十分な個数を保管する。</p> <p><u>可搬式気象観測装置</u>の指示値は, <u>衛星回線</u>により伝送し, <u>緊急時対策所</u>で監視できる設計とする。<u>可搬式気象観測装置</u>で測定した風向, 風速その他の気象条件は, 電磁的に記録, 保存し, 電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また, 記録は必要な容量を保存できる設計とする。<u>可搬式気象観測装置</u>の電源は, <u>蓄電池</u>を使用する設計とする。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>設計とする。</p> <p>(3) モニタリング・ポストの代替交流電源設備 (設置許可基準規則解釈の第1項 c)) <u>モニタリング・ポストの電源は、常用所内電源に接続しており、常用所内電源が喪失した場合は、代替交流電源であるモニタリング・ポスト用発電機から給電できる設計とする。</u></p> <p><u>モニタリング・ポスト用発電機は、定期的に燃料を給油することで、モニタリング・ポストでの監視、及び測定、並びに記録を継続できる設計とする。</u></p> <p>なお、重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺 (発電所の周辺海域を含む。) において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>また、重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>(4) 自主対策設備 自主対策設備 (放射線量の測定) として、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を測定するために、モニタリング・ポストを設ける。 モニタリング・ポストは、重大事故等時に機能喪失していない場合は、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。 自主対策設備 (放射性物質の濃度の測定) として、発電所及びその周辺 (発電所の周辺海域を含む。) において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度 (空气中、水中、土壌</p>	<p>使用する設計とする。</p> <p>(3) モニタリング・ポストの代替電源設備 (設置許可基準規則解釈の第1項 c)) <u>モニタリング・ポストの電源は、非常用交流電源設備に接続しており、非常用交流電源設備からの給電が喪失した場合は、代替交流電源設備である常設代替交流電源設備 (常設代替高圧電源設備) 及び可搬型代替交流電源設備 (可搬型代替低圧電源車) から給電できる設計とする。</u></p> <p>なお、重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺 (発電所の周辺海域を含む。) において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>また、重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>(4) 自主対策設備 自主対策設備 (放射線量の測定) として、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を測定するために、モニタリング・ポストを設ける。 モニタリング・ポストは、重大事故等時に機能喪失していない場合は、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とする。 自主対策設備 (放射性物質の濃度の測定) として、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度 (空气中、水中、土壌中) を測定するために、</p>	<p>(3) モニタリング・ポストの代替交流電源設備 (設置許可基準規則解釈の第1項 c)) <u>モニタリング・ポストは、非常用所内電源に接続しており、非常用所内電源が喪失した場合は、代替交流電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設計とする。</u></p> <p><u>常設代替交流電源設備については、「3.14 電源設備」に記載する。</u></p> <p>なお、重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺 (発電所の周辺海域を含む。) において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>また、重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>(4) 自主対策設備 自主対策設備 (放射線量の測定) として、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を測定するために、モニタリング・ポストを設ける。 モニタリング・ポストは、重大事故等時に機能喪失していない場合は、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。 自主対策設備 (放射性物質の濃度の測定) として、発電所及びその周辺 (発電所の周辺海域を含む。) において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度 (空气中、水中、土壌</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉のモニタリング・ポストは、非常用所内電源に接続 (以下、①の相違) 島根 2 号炉のモニタリング・ポストは、常設代替交流電源設備 (3.14 電源設備) から給電可能 (以下、②の相違) ・設備の相違 【柏崎 6/7、東海第二】 ②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>中)を測定するために、放射能観測車、<u>Geガンマ線多重波高分析装置</u>、<u>可搬型Geガンマ線多重波高分析装置</u>、<u>ガスフロー測定装置</u>を設ける。</p> <p>放射能観測車、<u>Geガンマ線多重波高分析装置</u>、<u>可搬型Geガンマ線多重波高分析装置</u>、<u>ガスフロー測定装置</u>は、重大事故等時に機能喪失していない場合は、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空气中、水中、土壌中)を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とする。</p> <p><u>Geガンマ線多重波高分析装置</u>、<u>可搬型Geガンマ線多重波高分析装置</u>、<u>ガスフロー測定装置</u>を使用する場合は、必要に応じて試料の前処理を行い、測定する。</p> <p>自主対策設備(風向、風速その他の気象条件の測定)として、<u>気象観測設備</u>を設ける。</p> <p>気象観測設備は、重大事故等時に機能喪失していない場合は、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とする。</p> <p>自主対策設備(モニタリング・ポストの電源)として、<u>無停電電源装置</u>を設ける。</p> <p><u>無停電電源装置</u>は、重大事故等時に機能喪失していない場合は、<u>常用所内電源喪失時に自動起動し、モニタリング・ポストに約15時間以上給電できる設計とする。</u></p>	<p>放射能観測車、<u>Geγ線多重波高分析装置</u>及び<u>ガスフロー式カウンタ</u>を設ける。</p> <p>放射能観測車、<u>Geγ線多重波高分析装置</u>及び<u>ガスフロー式カウンタ</u>は、重大事故等時に機能喪失していない場合は、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空气中、水中、土壌中)を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とする。</p> <p><u>Geγ線多重波高分析装置</u>及び<u>ガスフロー式カウンタ</u>を使用する場合は、必要に応じて試料の前処理を行い、測定する。</p> <p>自主対策設備(風向、風速その他の気象条件の測定)として、<u>気象観測設備</u>を設ける。</p> <p>気象観測設備は、重大事故等時に機能喪失していない場合は、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とする。</p> <p>自主対策設備(モニタリング・ポストの電源)として、<u>無停電電源装置</u>を設ける。</p> <p><u>無停電電源装置</u>は、重大事故等時に機能喪失していない場合は、<u>非常用交流電源設備からの給電が喪失した場合に自動起動し、モニタリング・ポストに約12時間以上給電できる設計とする。</u></p>	<p>中)を測定するために、放射能観測車、<u>Ge核種分析装置</u>、<u>GM計数装置</u>、<u>ZnSシンチレーション計数装置</u>を設ける。</p> <p>放射能観測車、<u>Ge核種分析装置</u>、<u>GM計数装置</u>、<u>ZnSシンチレーション計数装置</u>は、重大事故等時に機能喪失していない場合は、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空气中、水中、土壌中)を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とする。</p> <p><u>Ge核種分析装置</u>、<u>GM計数装置</u>、<u>ZnSシンチレーション計数装置</u>を使用する場合は、必要に応じて試料の前処理を行い、測定する。</p> <p>自主対策設備(風向、風速その他の気象条件の測定)として、<u>気象観測設備</u>を設ける。</p> <p>気象観測設備は、重大事故等時に機能喪失していない場合は、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とする。</p> <p>自主対策設備(モニタリング・ポストの電源)として、<u>モニタリング・ポスト専用の無停電電源装置</u>及び<u>非常用発電機</u>を設ける。</p> <p><u>モニタリング・ポスト専用の無停電電源装置</u>及び<u>非常用発電機</u>は、重大事故等時に機能喪失していない場合は、<u>非常用所内電源喪失時に自動起動し、モニタリング・ポストに約24時間給電できる設計とする。</u></p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7、東海第二】 ①の相違 設備仕様(連続稼働時間)の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.17.2 重大事故等対処設備</p> <p>3.17.2.1 監視測定設備</p> <p>3.17.2.1.1 設備概要</p> <p>放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備は、重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することを目的として設置するものである。</p> <p>放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備は、<u>可搬型モニタリングポスト</u>、<u>可搬型放射線計測器</u>及び<u>小型船舶（海上モニタリング用）</u>を使用する。</p> <p>風向、風速その他の気象条件の測定に用いる設備は、重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することを目的として設置するものである。</p> <p>風向、風速その他の気象条件の測定に用いる設備は、<u>可搬型気象観測装置</u>を使用する。</p> <p>モニタリング・ポストの代替交流電源設備は、<u>常用所内電源喪失時</u>において、モニタリング・ポストに給電できることを目的として設置するものである。</p> <p>モニタリング・ポストの代替交流電源設備は、<u>モニタリング・ポスト用発電機</u>を使用する。</p> <p>ただし、<u>モニタリング・ポスト用発電機</u>が、地盤の変形及び変位又は地震等により機能喪失した場合は、<u>可搬型モニタリングポスト</u>により、モニタリング・ポストの機能を代替する設計とする。</p> <p>監視測定設備に関する重大事故等対処設備一覧を表3.17-1に示す。</p> <p>可搬型設備である<u>可搬型モニタリングポスト</u>、<u>可搬型放射線計測器</u>、<u>小型船舶（海上モニタリング用）</u>及び<u>可搬型気象観測装置</u>は、保管場所から運搬し、人が携行して使用又は設置する</p>	<p>3.17.2 重大事故等対処設備</p> <p>3.17.2.1 監視測定設備</p> <p>3.17.2.1.1 設備概要</p> <p>放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備は、重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することを目的として設置するものである。</p> <p>放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備は、<u>可搬型モニタリング・ポスト</u>、<u>可搬型放射能測定装置</u>、<u>電離箱サーベイ・メータ</u>及び<u>小型船舶</u>を使用する。</p> <p>風向、風速その他の気象条件の測定に用いる設備は、重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することを目的として設置するものである。</p> <p>風向、風速その他の気象条件の測定に用いる設備は、<u>可搬型気象観測設備</u>を使用する。</p> <p>モニタリング・ポストの代替交流電源設備は、<u>非常用交流電源設備からの給電が喪失した場合</u>において、モニタリング・ポストに給電できることを目的として設置するものである。</p> <p>モニタリング・ポストの代替交流電源設備は、<u>常設代替交流電源設備（常設代替高圧電源装置）</u>及び<u>可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車）</u>を使用する。</p> <p>ただし、モニタリング・ポストが地盤の変形及び変位又は地震等により機能喪失した場合は、<u>可搬型モニタリング・ポスト</u>によりモニタリング・ポストの機能を代替する設計とする。</p> <p>監視測定設備に関する重大事故等対処設備一覧を第3.17-1表に示す。</p> <p>可搬型設備である<u>可搬型モニタリング・ポスト</u>、<u>可搬型放射能測定装置</u>、<u>電離箱サーベイ・メータ</u>、<u>小型船舶</u>及び<u>可搬型気象観測設備</u>は、保管場所から運搬し、人が携行して使用又は設</p>	<p>3.17.2 重大事故等対処設備</p> <p>3.17.2.1 監視測定設備</p> <p>3.17.2.1.1 設備概要</p> <p>放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備は、重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することを目的として設置するものである。</p> <p>放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備は、<u>可搬式モニタリング・ポスト</u>、<u>放射能測定装置</u>及び<u>小型船舶</u>を使用する。</p> <p>風向、風速その他の気象条件の測定に用いる設備は、重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することを目的として設置するものである。</p> <p>風向、風速その他の気象条件の測定に用いる設備は、<u>可搬式気象観測装置</u>を使用する。</p> <p>モニタリング・ポストの代替交流電源設備は、<u>非常用所内電源喪失時</u>において、モニタリング・ポストに給電できることを目的として設置するものである。</p> <p>モニタリング・ポストの代替交流電源設備は、<u>常設代替交流電源設備</u>を使用する。</p> <p>ただし、モニタリング・ポストが地盤の変形及び変位又は地震等により機能喪失した場合は、<u>可搬式モニタリング・ポスト</u>によりモニタリング・ポストの機能を代替する設計とする。</p> <p>監視測定設備に関する重大事故等対処設備一覧を第3.17-1表に示す。</p> <p>可搬型設備である<u>可搬式モニタリング・ポスト</u>、<u>放射能測定装置</u>、<u>小型船舶</u>及び<u>可搬式気象観測装置</u>は、保管場所から運搬し、人が携行して使用又は設置する設備であり、簡易な接続及</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違【柏崎6/7】①の相違</p> <p>・設備の相違【柏崎6/7】②の相違</p> <p>・設備の相違【柏崎6/7】②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																
<p>設備であり、簡易な接続及び操作スイッチにより、確実に操作できるものである。</p> <p><u>常設設備であるモニタリング・ポスト用発電機は、操作スイッチにより、確実に操作できるものであり、軽油タンクより、タンクローリ(4kL)を用いて燃料を補給できる設計とする。</u></p>	<p>置する設備であり、簡易な接続及び操作スイッチにより、確実に操作できるものである。</p>	<p>び操作スイッチにより、確実に操作できるものである。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ②の相違</p>																																																
<p>表 3.17-1 監視測定設備に関する重大事故等対処設備一覧</p>	<p>第 3.17-1 表 監視測定設備に属する重大事故等対処設備一覧</p>	<p>第 3.17-1 表 監視測定設備に関する重大事故等対処設備一覧</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p>																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備^{※1}</td> <td>①可搬型モニタリングポスト【可搬】 ②可搬型放射線計測器【可搬】 ③小型船舶(海上モニタリング用)【可搬】 ④可搬型気象観測装置【可搬】 ⑤モニタリング・ポスト用発電機【常設】</td> </tr> <tr> <td>付属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源(水源に関する流路, 電源設備を含む)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路(伝送路)</td> <td>データ処理装置【常設】: ①, ④</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源設備^{※2}(燃料補給設備を含む)</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策用可搬型電源設備【可搬】: ①, ④ 可搬ケーブル【可搬】: ①, ④ 負荷変圧器【常設】: ①, ④ 交流分電盤【常設】: ①, ④ 燃料補給設備 軽油タンク【常設】: ①, ④, ⑤ タンクローリ(4kL)【可搬】: ①, ④, ⑤</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備 ^{※1}	①可搬型モニタリングポスト【可搬】 ②可搬型放射線計測器【可搬】 ③小型船舶(海上モニタリング用)【可搬】 ④可搬型気象観測装置【可搬】 ⑤モニタリング・ポスト用発電機【常設】	付属設備	—	水源(水源に関する流路, 電源設備を含む)	—	流路(伝送路)	データ処理装置【常設】: ①, ④	注水先	—	電源設備 ^{※2} (燃料補給設備を含む)	5号炉原子炉建屋内緊急時対策用可搬型電源設備【可搬】: ①, ④ 可搬ケーブル【可搬】: ①, ④ 負荷変圧器【常設】: ①, ④ 交流分電盤【常設】: ①, ④ 燃料補給設備 軽油タンク【常設】: ①, ④, ⑤ タンクローリ(4kL)【可搬】: ①, ④, ⑤	計装設備	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>①可搬型モニタリング・ポスト【可搬】 ②可搬型放射能測定装置【可搬】 ③電離箱サーベイ・メータ【可搬】 ④小型船舶【可搬】 ⑤可搬型気象観測設備【可搬】</td> </tr> <tr> <td>付属設備</td> <td>可搬型モニタリング・ポスト端末【可搬】: ① 可搬型気象観測設備端末【可搬】: ⑤</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源設備^{※1}(代替所内電気設備及び燃料給油設備含む)</td> <td>常設代替交流電源設備 常設代替高圧電源装置【常設】 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替低圧電源車【可搬】 非常用交流電源設備 2D D/G【常設】 2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ【常設】 2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク【常設】 2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ【常設】 代替所内電気設備 緊急用メタルラッド閉鎖装置【常設】 緊急用パワーセンタ【常設】 緊急用モータコントロールセンタ【常設】 燃料給油設備 可搬型設備用軽油タンク【常設】 タンクローリ【可搬】 軽油貯蔵タンク【常設】 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ【常設】</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	①可搬型モニタリング・ポスト【可搬】 ②可搬型放射能測定装置【可搬】 ③電離箱サーベイ・メータ【可搬】 ④小型船舶【可搬】 ⑤可搬型気象観測設備【可搬】	付属設備	可搬型モニタリング・ポスト端末【可搬】: ① 可搬型気象観測設備端末【可搬】: ⑤	水源	—	流路	—	注水先	—	電源設備 ^{※1} (代替所内電気設備及び燃料給油設備含む)	常設代替交流電源設備 常設代替高圧電源装置【常設】 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替低圧電源車【可搬】 非常用交流電源設備 2D D/G【常設】 2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ【常設】 2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク【常設】 2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ【常設】 代替所内電気設備 緊急用メタルラッド閉鎖装置【常設】 緊急用パワーセンタ【常設】 緊急用モータコントロールセンタ【常設】 燃料給油設備 可搬型設備用軽油タンク【常設】 タンクローリ【可搬】 軽油貯蔵タンク【常設】 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ【常設】	計装設備	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備[※]</td> <td>①可搬式モニタリング・ポスト【可搬】 ②放射能測定装置【可搬】 ③小型船舶【可搬】 ④可搬式気象観測装置【可搬】 ⑤常設代替交流電源設備</td> </tr> <tr> <td>付属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源(水源に関する流路, 電源設備を含む)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路(伝送路)</td> <td>データ表示装置【可搬】: ①, ④</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源設備(燃料補給設備を含む)</td> <td>蓄電池【可搬】: ①, ②の可搬式ダスト・よう素サンプラ, ④ 乾電池【可搬】: ②の可搬式ダスト・よう素サンプラ以外</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備 [※]	①可搬式モニタリング・ポスト【可搬】 ②放射能測定装置【可搬】 ③小型船舶【可搬】 ④可搬式気象観測装置【可搬】 ⑤常設代替交流電源設備	付属設備	—	水源(水源に関する流路, 電源設備を含む)	—	流路(伝送路)	データ表示装置【可搬】: ①, ④	注水先	—	電源設備(燃料補給設備を含む)	蓄電池【可搬】: ①, ②の可搬式ダスト・よう素サンプラ, ④ 乾電池【可搬】: ②の可搬式ダスト・よう素サンプラ以外	計装設備	—	<p>設備仕様の相違</p>
設備区分	設備名																																																		
主要設備 ^{※1}	①可搬型モニタリングポスト【可搬】 ②可搬型放射線計測器【可搬】 ③小型船舶(海上モニタリング用)【可搬】 ④可搬型気象観測装置【可搬】 ⑤モニタリング・ポスト用発電機【常設】																																																		
付属設備	—																																																		
水源(水源に関する流路, 電源設備を含む)	—																																																		
流路(伝送路)	データ処理装置【常設】: ①, ④																																																		
注水先	—																																																		
電源設備 ^{※2} (燃料補給設備を含む)	5号炉原子炉建屋内緊急時対策用可搬型電源設備【可搬】: ①, ④ 可搬ケーブル【可搬】: ①, ④ 負荷変圧器【常設】: ①, ④ 交流分電盤【常設】: ①, ④ 燃料補給設備 軽油タンク【常設】: ①, ④, ⑤ タンクローリ(4kL)【可搬】: ①, ④, ⑤																																																		
計装設備	—																																																		
設備区分	設備名																																																		
主要設備	①可搬型モニタリング・ポスト【可搬】 ②可搬型放射能測定装置【可搬】 ③電離箱サーベイ・メータ【可搬】 ④小型船舶【可搬】 ⑤可搬型気象観測設備【可搬】																																																		
付属設備	可搬型モニタリング・ポスト端末【可搬】: ① 可搬型気象観測設備端末【可搬】: ⑤																																																		
水源	—																																																		
流路	—																																																		
注水先	—																																																		
電源設備 ^{※1} (代替所内電気設備及び燃料給油設備含む)	常設代替交流電源設備 常設代替高圧電源装置【常設】 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替低圧電源車【可搬】 非常用交流電源設備 2D D/G【常設】 2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ【常設】 2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク【常設】 2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ【常設】 代替所内電気設備 緊急用メタルラッド閉鎖装置【常設】 緊急用パワーセンタ【常設】 緊急用モータコントロールセンタ【常設】 燃料給油設備 可搬型設備用軽油タンク【常設】 タンクローリ【可搬】 軽油貯蔵タンク【常設】 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ【常設】																																																		
計装設備	—																																																		
設備区分	設備名																																																		
主要設備 [※]	①可搬式モニタリング・ポスト【可搬】 ②放射能測定装置【可搬】 ③小型船舶【可搬】 ④可搬式気象観測装置【可搬】 ⑤常設代替交流電源設備																																																		
付属設備	—																																																		
水源(水源に関する流路, 電源設備を含む)	—																																																		
流路(伝送路)	データ表示装置【可搬】: ①, ④																																																		
注水先	—																																																		
電源設備(燃料補給設備を含む)	蓄電池【可搬】: ①, ②の可搬式ダスト・よう素サンプラ, ④ 乾電池【可搬】: ②の可搬式ダスト・よう素サンプラ以外																																																		
計装設備	—																																																		
<p>※1: 主要設備のうち、モニタリング・ポスト用発電機の単線結線図を補足資料 60-2-1 に示す。 ※2: 電源設備については「3.18 緊急時対策所(設置許可基準規則第 61 条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>	<p>※1 電源設備については、「3.14 電源設備(設置許可基準規則第 57 条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>	<p>※単線結線図を補足説明資料 60-2 に示す。</p>																																																	
		<p>主要設備のうち、常設代替交流電源設備については「3.14 電源設備(設置許可基準規則第 57 条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>																																																	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.17.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) <u>可搬型モニタリングポスト (6号及び7号炉共用)</u></p> <p>検出器の種類：NaI(Tl)シンチレーション, 半導体</p> <p>計測範囲：10 ～ 10⁹ nGy/h</p> <p>個数：15台(予備1台)</p> <p>伝送方法：無線</p> <p>使用場所：屋外</p> <p>保管場所：<u>荒浜側高台保管場所,</u> <u>大湊側高台保管場所,</u> <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u></p> <p>(2) <u>可搬型放射線計測器 (6号及び7号炉共用)</u></p> <p>a. <u>可搬型ダスト・よう素サンプラ</u></p> <p>個数：2台(予備1台)</p> <p>流量範囲：0 ～ 50 L/min</p> <p>使用場所：屋内及び屋外</p> <p>保管場所：<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u></p> <p>b. <u>NaIシンチレーションサーベイメータ</u></p> <p>検出器の種類：NaI(Tl)シンチレーション</p> <p>計測範囲：0.1 ～ 30 μGy/h</p> <p>個数：2台(予備1台)</p> <p>使用場所：屋内及び屋外</p> <p>保管場所：<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u></p> <p>c. <u>GM汚染サーベイメータ</u></p> <p>検出器の種類：GM管</p> <p>計測範囲：0 ～ 100k min⁻¹</p> <p>個数：2台(予備1台)</p> <p>使用場所：屋内及び屋外</p> <p>保管場所：<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u></p>	<p>3.17.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) <u>可搬型モニタリング・ポスト</u></p> <p>検出器の種類：NaI(Tl)シンチレーション式検出器, 半導体検出器</p> <p>計測範囲：B.G. ～ 10⁹nGy/h</p> <p>台数：10 (予備2)</p> <p>伝送方法：衛星系回線</p> <p>使用場所：屋外</p> <p>保管場所：<u>緊急時対策所建屋</u></p> <p>(2) <u>可搬型放射能測定装置</u></p> <p>a. <u>可搬型ダスト・よう素サンプラ</u></p> <p>台数：2 (予備1)</p> <p>流量範囲：0～25L/min</p> <p>使用場所：屋内及び屋外</p> <p>保管場所：<u>緊急時対策所建屋</u></p> <p>b. <u>NaIシンチレーションサーベイ・メータ</u></p> <p>検出器の種類：NaI(Tl)シンチレーション式検出器</p> <p>計測範囲：B.G. ～ 30μSv/h</p> <p>台数：2 (予備1)</p> <p>使用場所：屋内及び屋外</p> <p>保管場所：<u>緊急時対策所建屋</u></p> <p>c. <u>β線サーベイ・メータ</u></p> <p>検出器の種類：GM管検出器</p> <p>計測範囲：B.G. ～ 99.9kmin⁻¹</p> <p>台数：2 (予備1)</p> <p>使用場所：屋内及び屋外</p> <p>保管場所：<u>緊急時対策所建屋</u></p>	<p>3.17.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) <u>可搬式モニタリング・ポスト</u></p> <p>検出器の種類：NaI(Tl)シンチレーション, 半導体</p> <p>計測範囲：10 ～ 10⁹ nGy/h</p> <p>台数：10台(予備2台)</p> <p>伝送方法：衛星回線</p> <p>使用場所：屋外</p> <p>保管場所：<u>第1保管エリア, 第4保管エリア</u></p> <p>(2) <u>放射能測定装置</u></p> <p>a. <u>可搬式ダスト・よう素サンプラ</u></p> <p>個数：2台(予備1台)</p> <p>流量範囲：0 ～ 50 L/min</p> <p>使用場所：屋内及び屋外</p> <p>保管場所：<u>緊急時対策所</u></p> <p>b. <u>NaIシンチレーション・サーベイ・メータ</u></p> <p>検出器の種類：NaI(Tl)シンチレーション</p> <p>計測範囲：0 ～ 30k s⁻¹</p> <p>個数：2台(予備1台)</p> <p>使用場所：屋内及び屋外</p> <p>保管場所：<u>緊急時対策所</u></p> <p>c. <u>GM汚染サーベイ・メータ</u></p> <p>検出器の種類：GM管</p> <p>計測範囲：0 ～ 100k min⁻¹</p> <p>個数：2台(予備1台)</p> <p>使用場所：屋内及び屋外</p> <p>保管場所：<u>緊急時対策所</u></p>	<p>・運用の相違</p> <p>【柏崎6/7】 島根2号炉は、他号炉と設備を共用しない(以下、③の相違)</p> <p>・運用の相違</p> <p>【柏崎6/7】 島根2号炉の可搬式モニタリング・ポストは、最大10台使用し、予備を2台保管する</p> <p>・運用の相違</p> <p>【柏崎6/7】 ③の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>d. <u>ZnSシンチレーションサーベイメータ</u> 検出器の種類：ZnS(Ag)シンチレーション</p> <p>計測範囲：0 ~ 100k min⁻¹ 個数：1台(予備1台) 使用場所：屋内及び屋外 保管場所：<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u></p> <p>e. <u>電離箱サーベイメータ</u> 検出器の種類：電離箱 計測範囲：0.001 ~ <u>1000</u> mSv/h</p> <p>個数：2台(予備1台) 使用場所：屋内及び屋外 保管場所：<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u></p>	<p>d. <u>ZnSシンチレーションサーベイメータ</u> 検出器の種類：ZnS(Ag)シンチレーション式 検出器</p> <p>計測範囲：B.G. ~ <u>99.9</u> kmin⁻¹ 台数：<u>2</u> (予備1) 使用場所：屋内及び屋外 保管場所：<u>緊急時対策所建屋</u></p> <p>(3) <u>電離箱サーベイメータ</u> 検出器の種類：電離箱式検出器 計測範囲：0.001mSv/h ~ <u>1000</u> mSv/h</p> <p>台数：<u>1</u> (予備1) 使用場所：屋内及び屋外 保管場所：<u>緊急時対策所建屋</u></p>	<p>d. <u>α・β線サーベイメータ</u> 検出器の種類：ZnS(Ag)シンチレーション、<u>プラスチックシンチレーション</u></p> <p>計測範囲：0 ~ 100k min⁻¹ 個数：<u>1</u>台(予備1台) 使用場所：屋内及び屋外 保管場所：<u>緊急時対策所</u></p> <p>e. <u>電離箱サーベイメータ</u> 検出器の種類：電離箱 計測範囲：0.001 ~ <u>300</u> mSv/h</p> <p>個数：<u>2</u>台(予備1台) 使用場所：屋内及び屋外 保管場所：<u>緊急時対策所</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 設備仕様(検出器の種類)の相違</p> <p>・運用の相違 【東海第二】 島根2号炉の放射能測定装置(α・β線サーベイメータ)は、最大1台使用する</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 設備仕様(計測範囲)の相違</p> <p>・運用の相違 【東海第二】 島根2号炉の放射能測定装置(電離箱サーベイメータ)は、最大2台使用する</p>
<p>(3) <u>小型船舶(海上モニタリング用)(6号及び7号炉共用)</u></p> <p>個数：1台(予備1台) 最大積載量：<u>900</u> kg</p> <p>使用場所：屋外 保管場所：<u>荒浜側高台保管場所、大湊側高台保管場所</u></p>	<p>(4) <u>小型船舶</u></p> <p>艇数：1 (予備1) 最大積載量：<u>350</u>kg以上</p> <p>使用場所：屋外 保管場所：<u>可搬型重大事故等対処設備保管場所(西側, 南側)</u></p>	<p>(3) <u>小型船舶</u></p> <p>個数：1台(予備1台)※ 最大積載量：<u>500</u> kg</p> <p>使用場所：屋外 保管場所：<u>第1保管エリア, 第4保管エリア</u> <u>※海洋への放射性物質の拡散抑制(シルトフェンスの設置)の小型船舶と兼用する。</u></p>	<p>・運用の相違 【柏崎6/7】 ③の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 設備仕様(最大積載量)の相違</p> <p>・運用の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 島根2号炉は、小型船舶をシルトフェンス設置と兼用する</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(4) <u>可搬型気象観測装置 (6号及び7号炉共用)</u></p> <p>観測項目：風向，風速，日射量，放射収支量，雨量 個 数：1台(予備1台) 伝送方法：<u>無線</u> 使用場所：屋外 保管場所：<u>荒浜側高台保管場所， 太湊側高台保管場所</u></p> <p>(5) <u>モニタリング・ポスト用発電機 (6号及び7号炉共用)</u></p> <p>・<u>ディーゼルエンジン</u> 個 数：3台 使用燃料：<u>軽油</u></p> <p>・<u>発電機</u> 種 類：3相同期発電機 容 量：<u>約40kVA/台</u> 力 率：<u>0.8</u> 電 圧：<u>460 V</u> 周 波 数：<u>50 Hz</u> 取付箇所：<u>モニタリング・ポスト2, 5, 8周辺エリア</u></p>	<p>(5) <u>可搬型気象観測設備</u></p> <p>観測項目：風向，風速，日射量，放射収支量，雨量 台 数：1 (予備1) 伝送方法：<u>衛星系回線</u> 使用場所：屋外 保管場所：<u>緊急時対策所建屋</u></p>	<p>(4) <u>可搬式気象観測装置</u></p> <p>観測項目：風向，風速，日射量，放射収支量，雨量 個 数：1台 (予備1台) 伝送方法：<u>衛星回線</u> 使用場所：屋外 保管場所：<u>第1保管エリア，第4保管エリア</u></p>	<p>・運用の相違 【柏崎 6/7】 ③の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.17.2.1.3 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件 (設置許可基準規則第43条第1項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測装置は、可搬型であり、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等が発生した場合における屋外の環境条件を考慮した設計とする。表3.17-2に想定する環境条件及び荷重条件(可搬型)と対応を示す。</u></p> <p>(60-3-1, 60-3-4)</p> <p><u>可搬型ダスト・よう素サンブラ、NaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ及び電離箱サーベイメータは、可搬型であり、屋内又は屋外で使用する設備であることから、その機能を期待される重大事故等が発生した場合における屋外の環境条件を考慮した設計とする。表3.17-2に想定する環境条件及び荷重条件(可搬型)と対応を示す。</u></p> <p>(60-3-2)</p> <p><u>小型船舶(海上モニタリング用)は、可搬型であり、屋外で使用する設備であることから、その機能を期待される重大事故等が発生した場合における屋外の環境条件を考慮した設計とする。表3.17-2に想定する環境条件及び荷重条件(可搬型)と対応を示す。また、海で使用するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。</u></p> <p>(60-3-3)</p> <p><u>モニタリング・ポスト用発電機は、常設であり、地盤の変形及び変位又は地震等により重大事故等時においては機能喪失する可能性はあるが、その機能を期待される重大事故等が発生した場合における屋外の環境条件を考慮した設計とする。表3.17-3に想定する環境条件及び荷重条件(常設)と対応を示す。</u></p> <p>(60-3-5)</p>	<p>3.17.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.17.2.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件 (設置許可基準規則第43条第1項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件について、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>可搬型モニタリング・ポスト及び可搬型気象観測設備は、可搬型であり、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等が発生した場合における屋外の環境条件を考慮した設計とする。第3.17-2表に想定する環境条件と対応を示す。</u></p> <p>(60-3-2, 60-3-5)</p> <p><u>可搬型ダスト・よう素サンブラ、NaIシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ及び電離箱サーベイメータは、可搬型であり、屋内又は屋外で使用する設備であることから、その機能を期待される重大事故等が発生した場合における屋外の環境条件を考慮した設計とする。第3.17-2表に想定する環境条件と対応を示す。</u></p> <p>(60-3-3, 60-3-4)</p> <p>小型船舶は、可搬型であり、屋外で使用する設備であることから、その機能を期待される重大事故等が発生した場合における屋外の環境条件を考慮した設計とする。第3.17-2表に想定する環境条件を示す。また、海で使用するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。</p> <p>(60-3-4)</p>	<p>3.17.2.1.3 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件 (設置許可基準規則第43条第1項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>可搬式モニタリング・ポスト及び可搬式気象観測装置は、可搬型であり、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等が発生した場合における屋外の環境条件を考慮した設計とする。第3.17-2表に想定する環境条件及び荷重条件(可搬型)と対応を示す。</u></p> <p>(60-3-1, 60-3-4)</p> <p><u>可搬式ダスト・よう素サンブラ、NaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α・β線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータは、可搬型であり、屋内又は屋外で使用する設備であることから、その機能を期待される重大事故等が発生した場合における屋外の環境条件を考慮した設計とする。第3.17-2表に想定する環境条件及び荷重条件(可搬型)と対応を示す。</u></p> <p>(60-3-2)</p> <p>小型船舶は、可搬型であり、屋外で使用する設備であることから、その機能を期待される重大事故等が発生した場合における屋外の環境条件を考慮した設計とする。第3.17-2表に想定する環境条件及び荷重条件(可搬型)と対応を示す。また、海で使用するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。</p> <p>(60-3-3)</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																												
<p align="center"><u>3.17-2 想定する環境条件及び荷重条件 (可搬型)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>考慮する外的事象</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結防止対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>小型船舶 (海上モニタリング用) は海上で使用するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具により転倒防止措置を行う、又は人が携行し使用する。</td> </tr> <tr> <td>風 (台風)・積雪</td> <td>屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。</td> </tr> <tr> <td>電磁的影響</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	考慮する外的事象	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結防止対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	小型船舶 (海上モニタリング用) は海上で使用するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。	地震	適切な地震荷重との組合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具により転倒防止措置を行う、又は人が携行し使用する。	風 (台風)・積雪	屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。	電磁的影響	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p align="center"><u>第3.17-2表 想定する環境条件</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>考慮する外的事象</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる設計とする。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結防止対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>小型船舶は海上で使用するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>屋外に設置する設備は、保管場所及び設置場所において固縛等の措置を講ずる設計とする。 屋外で使用する設備は、保管場所において固縛等の措置を講ずるとともに、屋外に携行する際はケースに保管することで転倒時の破損を防止する設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>津波を考慮し、緊急対策所建屋内又は可搬型重大事故等対処設備保管場所に保管する設計とする。重大事故等時に屋外に設置又は使用する際は、津波の影響を受けない敷地高さ又は津波の影響を受けていないことを確認した場所に設置又は使用する。</td> </tr> <tr> <td>風 (台風)、竜巻、積雪、火山の影響</td> <td>除雪等により積雪及び火山の影響で機能を損なわない設計とする。 屋外に保管する小型船舶は、位置的分散を考慮した保管により風 (台風) 及び竜巻による風荷重の影響で機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	考慮する外的事象	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる設計とする。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結防止対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	小型船舶は海上で使用するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。	地震	屋外に設置する設備は、保管場所及び設置場所において固縛等の措置を講ずる設計とする。 屋外で使用する設備は、保管場所において固縛等の措置を講ずるとともに、屋外に携行する際はケースに保管することで転倒時の破損を防止する設計とする。	津波	津波を考慮し、緊急対策所建屋内又は可搬型重大事故等対処設備保管場所に保管する設計とする。重大事故等時に屋外に設置又は使用する際は、津波の影響を受けない敷地高さ又は津波の影響を受けていないことを確認した場所に設置又は使用する。	風 (台風)、竜巻、積雪、火山の影響	除雪等により積雪及び火山の影響で機能を損なわない設計とする。 屋外に保管する小型船舶は、位置的分散を考慮した保管により風 (台風) 及び竜巻による風荷重の影響で機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p align="center"><u>第3.17-2表 想定する環境条件及び荷重条件 (可搬型)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>考慮する外的事象</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結防止対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>小型船舶は海上で使用するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具により転倒防止措置を行う、又は人が携行し使用する。</td> </tr> <tr> <td>風 (台風)・積雪</td> <td>屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。</td> </tr> <tr> <td>電磁的影響</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	考慮する外的事象	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結防止対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	小型船舶は海上で使用するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。	地震	適切な地震荷重との組合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具により転倒防止措置を行う、又は人が携行し使用する。	風 (台風)・積雪	屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。	電磁的影響	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	
考慮する外的事象	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結防止対策を行える設計とする。																																														
海水を通水する系統への影響	小型船舶 (海上モニタリング用) は海上で使用するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。																																														
地震	適切な地震荷重との組合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具により転倒防止措置を行う、又は人が携行し使用する。																																														
風 (台風)・積雪	屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。																																														
電磁的影響	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														
考慮する外的事象	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる設計とする。																																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結防止対策を行える設計とする。																																														
海水を通水する系統への影響	小型船舶は海上で使用するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。																																														
地震	屋外に設置する設備は、保管場所及び設置場所において固縛等の措置を講ずる設計とする。 屋外で使用する設備は、保管場所において固縛等の措置を講ずるとともに、屋外に携行する際はケースに保管することで転倒時の破損を防止する設計とする。																																														
津波	津波を考慮し、緊急対策所建屋内又は可搬型重大事故等対処設備保管場所に保管する設計とする。重大事故等時に屋外に設置又は使用する際は、津波の影響を受けない敷地高さ又は津波の影響を受けていないことを確認した場所に設置又は使用する。																																														
風 (台風)、竜巻、積雪、火山の影響	除雪等により積雪及び火山の影響で機能を損なわない設計とする。 屋外に保管する小型船舶は、位置的分散を考慮した保管により風 (台風) 及び竜巻による風荷重の影響で機能を損なわない設計とする。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														
考慮する外的事象	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結防止対策を行える設計とする。																																														
海水を通水する系統への影響	小型船舶は海上で使用するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。																																														
地震	適切な地震荷重との組合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具により転倒防止措置を行う、又は人が携行し使用する。																																														
風 (台風)・積雪	屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。																																														
電磁的影響	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														
<p align="center"><u>表3.17-3 想定する環境条件及び荷重条件 (常設)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>考慮する外的事象</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結防止対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水する系統はない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>モニタリング・ポストと同じクラスCとして設計する (詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。</td> </tr> <tr> <td>風 (台風)・積雪</td> <td>屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。</td> </tr> <tr> <td>電磁的影響</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	考慮する外的事象	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結防止対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水する系統はない。	地震	モニタリング・ポストと同じクラスCとして設計する (詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。	風 (台風)・積雪	屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。	電磁的影響	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。			<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ②の相違</p>																														
考慮する外的事象	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結防止対策を行える設計とする。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水する系統はない。																																														
地震	モニタリング・ポストと同じクラスCとして設計する (詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。																																														
風 (台風)・積雪	屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。																																														
電磁的影響	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 操作性 (設置許可基準規則第43条第1項二)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>監視測定設備における操作が必要な対象機器について、表3.17-4に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測装置は、測定器本体と蓄電池の接続をコネクタ接続とし、接続規格を統一することにより、確実に接続できる設計とする。操作スイッチにより現場での起動・停止及び測定が可能な設計とする。また、車両等による運搬、移動ができ、人力による車両への積み込み等ができるとともに、設置場所において転倒防止措置が可能な設計とする。</p> <p>(60-3-1, 60-3-4)</p> <p>可搬型ダスト・よう素サンプラ, NaI シンチレーションサーベイメータ, GM汚染サーベイメータ, ZnS シンチレーションサーベイメータ及び電離箱サーベイメータは、接続がなく単体で使用し、操作スイッチにより現場での起動・停止及び測定が可能な設計とする。また、人力により運搬、移動ができ、使用場所において人が携行し使用できる設計とする。</p> <p>(60-3-2)</p> <p>小型船舶 (海上モニタリング用) は、操作スイッチにより現場での起動・停止が可能な設計とする。また、車両により運搬、移動が可能で、使用場所である海上で航行できる設計とする。</p> <p>(60-3-3)</p> <p>モニタリング・ポスト用発電機は、現場操作パネルでの操作スイッチによる起動・停止が可能であり、遮断器操作 (手動操作) により系統切り替えが可能な設計とする。また、運転状態を操作パネルの表示灯及び計器で確認できる設計とする。</p> <p>(60-3-5)</p>	<p>(2) 操作性 (設置許可基準規則第43条第1項二)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>監視測定設備における操作が必要な対象機器について、表3.17-3表に示す。</p> <p>可搬型モニタリング・ポスト及び可搬型気象観測設備は、測定器本体と外部バッテリーの接続をコネクタ接続とし、接続規格を統一することにより、確実に接続できる設計とする。操作スイッチにより現場での起動・停止及び測定が可能な設計とする。また、車両等による運搬、移動ができ、人力による車両への積み込み等ができるとともに、設置場所において転倒防止措置が可能な設計とする。</p> <p>(60-4-2, 60-4-8)</p> <p>可搬型ダスト・よう素サンプラ, NaI シンチレーションサーベイ・メータ, β線サーベイ・メータ, ZnS シンチレーションサーベイ・メータ及び電離箱サーベイ・メータは、接続がなく単体で使用し、操作スイッチにより現場での起動・停止及び測定が可能な設計とする。また、人力により運搬、移動ができ、使用場所において人が携行し使用できる設計とする。</p> <p>(60-3-2, 60-3-3)</p> <p>小型船舶は、操作スイッチにより現場での起動・停止が可能な設計とする。また、車両により運搬、移動が可能で、使用場所である海上で航行できる設計とする。</p> <p>(60-4-8)</p>	<p>(2) 操作性 (設置許可基準規則第43条第1項二)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>監視測定設備における操作が必要な対象機器について、表3.17-3表に示す。</p> <p>可搬式モニタリング・ポスト及び可搬式気象観測装置は、測定器本体と蓄電池の接続をコネクタ接続とし、接続規格を統一することにより、確実に接続できる設計とする。操作スイッチにより現場での起動・停止及び測定が可能な設計とする。また、車両等による運搬、移動ができ、人力による車両への積み込み等ができるとともに、設置場所において転倒防止措置が可能な設計とする。</p> <p>(60-3-1, 60-3-4)</p> <p>可搬式ダスト・よう素サンプラ, NaI シンチレーションサーベイ・メータ, GM汚染サーベイ・メータ, α・β線サーベイ・メータ及び電離箱サーベイ・メータは、接続がなく単体で使用し、操作スイッチにより現場での起動・停止及び測定が可能な設計とする。また、人力により運搬、移動ができ、使用場所において人が携行し使用できる設計とする。</p> <p>(60-3-2)</p> <p>小型船舶は、操作スイッチにより現場での起動・停止が可能な設計とする。また、車両により運搬、移動が可能で、使用場所である海上で航行できる設計とする。</p> <p>(60-3-3)</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ②の相違</p>

表 3. 17-4 操作対象機器

機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法
可搬型モニタリングポスト	—	屋外	運搬・設置
	ケーブル接続	屋外	コネクタ接続
	起動・停止及び測定	屋外	スイッチ操作
可搬型ダスト・よう素サンプラ	—	屋内及び屋外	運搬・設置
	起動・停止	屋内及び屋外	スイッチ操作
NaIシンチレーションサーベイメータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置
	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作
GM汚染サーベイメータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置
	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作
ZnSシンチレーションサーベイメータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置
	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作
電離箱サーベイメータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置
	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作
小型船舶(海上モニタリング用)	—	屋外	運搬・設置
	起動・停止	屋外	スイッチ操作
可搬型気象観測装置	—	屋外	運搬・設置
	ケーブル接続	屋外	コネクタ接続
	起動・停止及び測定	屋外	スイッチ操作
モニタリング・ポスト用発電機	起動・停止	屋外	スイッチ操作
	系統切り替え	モニタリング・ポスト局舎内	遮断器操作

第 3. 17-3 表 操作対象機器

機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法
可搬型モニタリング・ポスト	—	屋外	運搬・設置
	ケーブル接続	屋外	コネクタ接続
	起動・停止及び測定	屋外	スイッチ操作
可搬型ダスト・よう素サンプラ	—	屋内及び屋外	運搬・設置
	起動・停止	屋内及び屋外	スイッチ操作
NaIシンチレーションサーベイ・メータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置
	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作
β線サーベイ・メータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置
	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作
ZnSシンチレーションサーベイ・メータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置
	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作
電離箱サーベイ・メータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置
	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作
小型船舶	—	屋外	運搬・設置
	起動・停止	屋外	スイッチ操作
可搬型気象観測設備	—	屋外	運搬・設置
	ケーブル接続	屋外	コネクタ接続
	起動・停止及び測定	屋外	スイッチ操作

第 3. 17-3 表 操作対象機器

機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法
可搬式モニタリング・ポスト	—	屋外	運搬・設置
	ケーブル接続	屋外	コネクタ接続
	起動・停止及び測定	屋外	スイッチ操作
可搬式ダスト・よう素サンプラ	—	屋内及び屋外	運搬・設置
	起動・停止	屋内及び屋外	スイッチ操作
NaIシンチレーション・サーベイ・メータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置
	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作
GM汚染サーベイ・メータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置
	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作
α・β線サーベイ・メータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置
	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作
電離箱サーベイ・メータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置
	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作
小型船舶	—	屋外	運搬・設置
	起動・停止	屋外	スイッチ操作
可搬式気象観測装置	—	屋外	運搬・設置
	ケーブル接続	屋外	コネクタ接続
	起動・停止及び測定	屋外	スイッチ操作

・設備の相違
【柏崎 6/7, 東海第二】
②の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3) 試験及び検査 (設置許可基準規則第43条第1項三)</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>監視測定設備における試験及び検査について、表3.17-5に示す。</p> <p>放射線量の測定に使用する可搬型モニタリングポストは、発電用原子炉の運転中又は停止中、機能・性能試験として、機能の確認(模擬入力による特性確認)及び校正ができる設計とする。 (60-4-1)</p> <p>試料採取に使用する可搬型ダスト・よう素サンプラは、発電用原子炉の運転中又は停止中、機能・性能試験として、機能の確認(流量の確認)及び外観の確認ができる設計とする。 (60-4-2)</p> <p>放射性物質の濃度の測定に使用するNaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、放射線量の測定に使用する電離箱サーベイメータは、発電用原子炉の運転中又は停止中、機能・性能試験として、校正ができる設計とする。 (60-4-3, 60-4-4, 60-4-5, 60-4-6)</p> <p>海上モニタリングに使用する小型船舶(海上モニタリング用)は、発電用原子炉の運転中又は停止中、機能・性能試験として、機能の確認(動作の確認)及び外観の確認ができる設計とする。 (60-4-7)</p> <p>風向、風速その他の気象条件の測定に使用する可搬型気象観測装置は、発電用原子炉の運転中又は停止中、機能・性能試験として、機能の確認(模擬入力による特性確認)及び校正ができる設計とする。 (60-4-8)</p>	<p>(3) 試験検査 (設置許可基準規則第43条第1項三)</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中、停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>監視測定設備における試験及び検査について、第3.17-4表に示す。</p> <p>放射線量の測定に使用する可搬型モニタリング・ポストは、発電用原子炉の運転中又は停止中、機能・性能試験として、機能の確認(模擬入力による特性確認)及び校正ができる設計とする。 (60-4-2)</p> <p>試料採取に使用する可搬型ダスト・よう素サンプラは、発電用原子炉の運転中又は停止中、機能・性能試験として、機能の確認(流量の確認)及び外観の確認ができる設計とする。 (60-4-3)</p> <p>放射性物質の濃度の測定に使用するNaIシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ及びZnSシンチレーションサーベイメータ並びに放射線量の測定に使用する電離箱サーベイメータは、発電用原子炉の運転中又は停止中、機能・性能試験として、校正ができる設計とする。 (60-4-4~60-4-7)</p> <p>海上モニタリングに使用する小型船舶は、発電用原子炉の運転中又は停止中、機能・性能試験として、機能の確認(動作の確認)及び外観の確認ができる設計とする。 (60-4-8)</p> <p>風向、風速その他の気象条件の測定に使用する可搬型気象観測設備は、発電用原子炉の運転中又は停止中、機能・性能試験として、機能の確認(模擬入力による特性確認)及び校正ができる設計とする。 (60-4-9)</p>	<p>(3) 試験及び検査 (設置許可基準規則第43条第1項三)</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>監視測定設備における試験及び検査について、第3.17-4表に示す。</p> <p>放射線量の測定に使用する可搬式モニタリング・ポストは、発電用原子炉の運転中又は停止中、機能・性能試験として、機能の確認(模擬入力による特性確認)及び校正ができる設計とする。 (60-4-1)</p> <p>試料採取に使用する可搬式ダスト・よう素サンプラは、発電用原子炉の運転中又は停止中、機能・性能試験として、機能の確認(流量の確認)及び外観の確認ができる設計とする。 (60-4-2)</p> <p>放射性物質の濃度の測定に使用するNaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α・β線サーベイメータ、放射線量の測定に使用する電離箱サーベイメータは、発電用原子炉の運転中又は停止中、機能・性能試験として、校正ができる設計とする。 (60-4-3, 60-4-4, 60-4-5, 60-4-6)</p> <p>海上モニタリングに使用する小型船舶は、発電用原子炉の運転中又は停止中、機能・性能試験として、機能の確認(動作の確認)及び外観の確認ができる設計とする。 (60-4-7)</p> <p>風向、風速その他の気象条件の測定に使用する可搬式気象観測装置は、発電用原子炉の運転中又は停止中、機能・性能試験として、機能の確認(模擬入力による特性確認)及び校正ができる設計とする。 (60-4-8)</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																																																
<p><u>モニタリング・ポストに給電するモニタリング・ポスト用発電機は、発電用原子炉の運転中又は停止中、機能・性能試験として、機能の確認（模擬負荷による負荷確認）ができる設計とする。また、分解が可能な設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(60-4-9)</p>			<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ②の相違</p>																																																																																																																
<p>表 3.17-5 監視測定設備の試験及び検査</p>	<p>第 3.17-4 表 監視測定設備の試験検査</p>	<p>第 3.17-4 表 監視測定設備の試験及び検査</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 ②の相違</p>																																																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>主要設備</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>可搬型モニタリングポスト</td> <td>機能・性能試験</td> <td>模擬入力による特性の確認 線源による校正</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>可搬型ダスト・よう素サンプラ</td> <td>機能・性能試験</td> <td>流量の確認 外観の確認</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>NaIシンチレーションサーベイメータ</td> <td>機能・性能試験</td> <td>線源による校正</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>GM汚染サーベイメータ</td> <td>機能・性能試験</td> <td>線源による校正</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>ZnSシンチレーションサーベイメータ</td> <td>機能・性能試験</td> <td>線源による校正</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>機能・性能試験</td> <td>線源による校正</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>小型船舶（海上モニタリング用）</td> <td>機能・性能試験</td> <td>動作の確認 外観の確認</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>可搬型気象観測装置</td> <td>機能・性能試験</td> <td>模擬入力による特性の確認 測定器の校正</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>モニタリング・ポスト用発電機</td> <td>機能・性能試験 分解検査</td> <td>起動の確認、負荷確認 分解確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	主要設備	項目	内容	運転中又は停止中	可搬型モニタリングポスト	機能・性能試験	模擬入力による特性の確認 線源による校正	運転中又は停止中	可搬型ダスト・よう素サンプラ	機能・性能試験	流量の確認 外観の確認	運転中又は停止中	NaIシンチレーションサーベイメータ	機能・性能試験	線源による校正	運転中又は停止中	GM汚染サーベイメータ	機能・性能試験	線源による校正	運転中又は停止中	ZnSシンチレーションサーベイメータ	機能・性能試験	線源による校正	運転中又は停止中	電離箱サーベイメータ	機能・性能試験	線源による校正	運転中又は停止中	小型船舶（海上モニタリング用）	機能・性能試験	動作の確認 外観の確認	運転中又は停止中	可搬型気象観測装置	機能・性能試験	模擬入力による特性の確認 測定器の校正	運転中又は停止中	モニタリング・ポスト用発電機	機能・性能試験 分解検査	起動の確認、負荷確認 分解確認	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>主要設備</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>可搬型モニタリング・ポスト</td> <td>機能・性能検査</td> <td>模擬入力による特性の確認 線源による校正</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>可搬型ダスト・よう素サンプラ</td> <td>機能・性能検査</td> <td>流量の確認 外観の確認</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>NaIシンチレーションサーベイメータ</td> <td>機能・性能検査</td> <td>線源による校正</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>β線サーベイメータ</td> <td>機能・性能検査</td> <td>線源による校正</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>ZnSシンチレーションサーベイメータ</td> <td>機能・性能検査</td> <td>線源による校正</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>機能・性能検査</td> <td>線源による校正</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>小型船舶</td> <td>機能・性能検査</td> <td>動作の確認 外観の確認</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>可搬型気象観測設備</td> <td>機能・性能検査</td> <td>模擬入力による特性の確認 測定器の校正</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	主要設備	項目	内容	運転中又は停止中	可搬型モニタリング・ポスト	機能・性能検査	模擬入力による特性の確認 線源による校正	運転中又は停止中	可搬型ダスト・よう素サンプラ	機能・性能検査	流量の確認 外観の確認	運転中又は停止中	NaIシンチレーションサーベイメータ	機能・性能検査	線源による校正	運転中又は停止中	β線サーベイメータ	機能・性能検査	線源による校正	運転中又は停止中	ZnSシンチレーションサーベイメータ	機能・性能検査	線源による校正	運転中又は停止中	電離箱サーベイメータ	機能・性能検査	線源による校正	運転中又は停止中	小型船舶	機能・性能検査	動作の確認 外観の確認	運転中又は停止中	可搬型気象観測設備	機能・性能検査	模擬入力による特性の確認 測定器の校正	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>主要設備</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>可搬型モニタリング・ポスト</td> <td>機能・性能試験</td> <td>模擬入力による特性の確認 線源による校正</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>可搬型ダスト・よう素サンプラ</td> <td>機能・性能試験</td> <td>流量の確認 外観の確認</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>NaIシンチレーションサーベイメータ</td> <td>機能・性能試験</td> <td>線源による校正</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>GM汚染サーベイメータ</td> <td>機能・性能試験</td> <td>線源による校正</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>α・β線サーベイメータ</td> <td>機能・性能試験</td> <td>線源による校正</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>機能・性能試験</td> <td>線源による校正</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>小型船舶</td> <td>機能・性能試験</td> <td>動作の確認 外観の確認</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>可搬型気象観測装置</td> <td>機能・性能試験</td> <td>模擬入力による特性の確認 測定器の校正</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	主要設備	項目	内容	運転中又は停止中	可搬型モニタリング・ポスト	機能・性能試験	模擬入力による特性の確認 線源による校正	運転中又は停止中	可搬型ダスト・よう素サンプラ	機能・性能試験	流量の確認 外観の確認	運転中又は停止中	NaIシンチレーションサーベイメータ	機能・性能試験	線源による校正	運転中又は停止中	GM汚染サーベイメータ	機能・性能試験	線源による校正	運転中又は停止中	α・β線サーベイメータ	機能・性能試験	線源による校正	運転中又は停止中	電離箱サーベイメータ	機能・性能試験	線源による校正	運転中又は停止中	小型船舶	機能・性能試験	動作の確認 外観の確認	運転中又は停止中	可搬型気象観測装置	機能・性能試験	模擬入力による特性の確認 測定器の校正	
発電用原子炉の状態	主要設備	項目	内容																																																																																																																
運転中又は停止中	可搬型モニタリングポスト	機能・性能試験	模擬入力による特性の確認 線源による校正																																																																																																																
運転中又は停止中	可搬型ダスト・よう素サンプラ	機能・性能試験	流量の確認 外観の確認																																																																																																																
運転中又は停止中	NaIシンチレーションサーベイメータ	機能・性能試験	線源による校正																																																																																																																
運転中又は停止中	GM汚染サーベイメータ	機能・性能試験	線源による校正																																																																																																																
運転中又は停止中	ZnSシンチレーションサーベイメータ	機能・性能試験	線源による校正																																																																																																																
運転中又は停止中	電離箱サーベイメータ	機能・性能試験	線源による校正																																																																																																																
運転中又は停止中	小型船舶（海上モニタリング用）	機能・性能試験	動作の確認 外観の確認																																																																																																																
運転中又は停止中	可搬型気象観測装置	機能・性能試験	模擬入力による特性の確認 測定器の校正																																																																																																																
運転中又は停止中	モニタリング・ポスト用発電機	機能・性能試験 分解検査	起動の確認、負荷確認 分解確認																																																																																																																
発電用原子炉の状態	主要設備	項目	内容																																																																																																																
運転中又は停止中	可搬型モニタリング・ポスト	機能・性能検査	模擬入力による特性の確認 線源による校正																																																																																																																
運転中又は停止中	可搬型ダスト・よう素サンプラ	機能・性能検査	流量の確認 外観の確認																																																																																																																
運転中又は停止中	NaIシンチレーションサーベイメータ	機能・性能検査	線源による校正																																																																																																																
運転中又は停止中	β線サーベイメータ	機能・性能検査	線源による校正																																																																																																																
運転中又は停止中	ZnSシンチレーションサーベイメータ	機能・性能検査	線源による校正																																																																																																																
運転中又は停止中	電離箱サーベイメータ	機能・性能検査	線源による校正																																																																																																																
運転中又は停止中	小型船舶	機能・性能検査	動作の確認 外観の確認																																																																																																																
運転中又は停止中	可搬型気象観測設備	機能・性能検査	模擬入力による特性の確認 測定器の校正																																																																																																																
発電用原子炉の状態	主要設備	項目	内容																																																																																																																
運転中又は停止中	可搬型モニタリング・ポスト	機能・性能試験	模擬入力による特性の確認 線源による校正																																																																																																																
運転中又は停止中	可搬型ダスト・よう素サンプラ	機能・性能試験	流量の確認 外観の確認																																																																																																																
運転中又は停止中	NaIシンチレーションサーベイメータ	機能・性能試験	線源による校正																																																																																																																
運転中又は停止中	GM汚染サーベイメータ	機能・性能試験	線源による校正																																																																																																																
運転中又は停止中	α・β線サーベイメータ	機能・性能試験	線源による校正																																																																																																																
運転中又は停止中	電離箱サーベイメータ	機能・性能試験	線源による校正																																																																																																																
運転中又は停止中	小型船舶	機能・性能試験	動作の確認 外観の確認																																																																																																																
運転中又は停止中	可搬型気象観測装置	機能・性能試験	模擬入力による特性の確認 測定器の校正																																																																																																																

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(4) 切り替えの容易性 (設置許可基準規則第43条第1項四)</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>監視測定設備は、本来の用途以外の用途として使用しない。</p> <p style="text-align: right;">(60-3-1~5)</p>	<p>(4) 切替えの容易性 (設置許可基準規則第43条第1項四)</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>監視測定設備は、本来の用途以外の用途として使用しない。</p> <p style="text-align: right;">(60-3-2~60-3-5)</p>	<p>(4) 切り替えの容易性 (設置許可基準規則第43条第1項四)</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>監視測定設備は、本来の用途以外の用途として使用しない。</p> <p style="text-align: right;">(60-3-1, 60-3-2, 60-3-3, 60-3-4)</p>	
<p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第43条第1項五)</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>重大事故等対処設備として使用する可搬型の監視測定設備は、他の設備から独立して単独で使用可能とし、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(60-3-1~4)</p> <p><u>重大事故等対処設備として使用する常設のモニタリング・ポスト用発電機は、通常時は遮断器により分離された構成とすることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(60-2-1, 60-3-5)</p>	<p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第43条第1項五)</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>重大事故等対処設備として使用する監視測定設備は、他の設備から独立して単独で使用可能とし、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(60-3-2~60-3-5)</p>	<p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第43条第1項五)</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>重大事故等対処設備として使用する可搬型の監視測定設備は、他の設備から独立して単独で使用可能とし、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(60-3-1, 60-3-2, 60-3-3, 60-3-4)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																				
<p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第43条第1項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>重大事故等対処設備として使用する監視測定設備の設置・操作場所を表3.17-6に示す。屋内、屋外及びモニタリング・ポスト局舎内は、放射線量が高くなるおそれが少ないため、設置及び操作が可能である。</p> <p style="text-align: right;">(60-3-1~60-3-5)</p> <p style="text-align: center;">表 3.17-6 操作対象機器設置場所</p> <table border="1" data-bbox="166 982 899 1394"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>可搬型モニタリングポスト</td><td>屋外</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>可搬型ダスト・よう素サンプラ</td><td>屋内及び屋外</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>NaIシンチレーションサーベイメータ</td><td>屋内及び屋外</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>GM汚染サーベイメータ</td><td>屋内及び屋外</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>ZnSシンチレーションサーベイメータ</td><td>屋内及び屋外</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>電離箱サーベイメータ</td><td>屋内及び屋外</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>小型船舶(海上モニタリング用)</td><td>屋外</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>可搬型気象観測装置</td><td>屋外</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>モニタリング・ポスト用発電機</td><td>屋外</td><td>屋外及びモニタリング・ポスト局舎内</td></tr> </tbody> </table>	機器名称	設置場所	操作場所	可搬型モニタリングポスト	屋外	屋外	可搬型ダスト・よう素サンプラ	屋内及び屋外	屋外	NaIシンチレーションサーベイメータ	屋内及び屋外	屋外	GM汚染サーベイメータ	屋内及び屋外	屋外	ZnSシンチレーションサーベイメータ	屋内及び屋外	屋外	電離箱サーベイメータ	屋内及び屋外	屋外	小型船舶(海上モニタリング用)	屋外	屋外	可搬型気象観測装置	屋外	屋外	モニタリング・ポスト用発電機	屋外	屋外及びモニタリング・ポスト局舎内	<p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第43条第1項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>重大事故等対処設備として使用する監視測定設備の設置・操作場所について、第3.17-5表に示す。監視測定設備は、屋外の放射線量が高くなるおそれが少ない場所に設置又は使用することにより操作に支障がない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(60-3-2~60-3-5)</p> <p style="text-align: center;">第 3.17-5 表 操作対象機器設置場所</p> <table border="1" data-bbox="952 982 1700 1394"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>可搬型モニタリング・ポスト</td><td>屋外</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>可搬型ダスト・よう素サンプラ</td><td>—</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>NaIシンチレーションサーベイ・メータ</td><td>—</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>β線サーベイ・メータ</td><td>—</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>ZnSシンチレーションサーベイ・メータ</td><td>—</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>電離箱サーベイ・メータ</td><td>—</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>小型船舶</td><td>—</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>可搬型気象観測設備</td><td>屋外</td><td>屋外</td></tr> </tbody> </table>	機器名称	設置場所	操作場所	可搬型モニタリング・ポスト	屋外	屋外	可搬型ダスト・よう素サンプラ	—	屋外	NaIシンチレーションサーベイ・メータ	—	屋外	β線サーベイ・メータ	—	屋外	ZnSシンチレーションサーベイ・メータ	—	屋外	電離箱サーベイ・メータ	—	屋外	小型船舶	—	屋外	可搬型気象観測設備	屋外	屋外	<p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第43条第1項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>重大事故等対処設備として使用する監視測定設備の設置・操作場所を第3.17-5表に示す。屋内、屋外及びモニタリング・ポスト局舎内は、放射線量が高くなるおそれが少ないため、設置及び操作が可能である。</p> <p style="text-align: right;">(60-3-1, 60-3-2, 60-3-3, 60-3-4)</p> <p style="text-align: center;">第 3.17-5 表 操作対象機器設置場所</p> <table border="1" data-bbox="1748 982 2496 1260"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>可搬型モニタリング・ポスト</td><td>屋外</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>可搬型ダスト・よう素サンプラ</td><td>屋内及び屋外</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>NaIシンチレーション・サーベイ・メータ</td><td>屋内及び屋外</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>GM汚染サーベイ・メータ</td><td>屋内及び屋外</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>α・β線サーベイ・メータ</td><td>屋内及び屋外</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>電離箱サーベイ・メータ</td><td>屋内及び屋外</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>小型船舶</td><td>屋外</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>可搬型気象観測装置</td><td>屋外</td><td>屋外</td></tr> </tbody> </table>	機器名称	設置場所	操作場所	可搬型モニタリング・ポスト	屋外	屋外	可搬型ダスト・よう素サンプラ	屋内及び屋外	屋外	NaIシンチレーション・サーベイ・メータ	屋内及び屋外	屋外	GM汚染サーベイ・メータ	屋内及び屋外	屋外	α・β線サーベイ・メータ	屋内及び屋外	屋外	電離箱サーベイ・メータ	屋内及び屋外	屋外	小型船舶	屋外	屋外	可搬型気象観測装置	屋外	屋外	
機器名称	設置場所	操作場所																																																																																					
可搬型モニタリングポスト	屋外	屋外																																																																																					
可搬型ダスト・よう素サンプラ	屋内及び屋外	屋外																																																																																					
NaIシンチレーションサーベイメータ	屋内及び屋外	屋外																																																																																					
GM汚染サーベイメータ	屋内及び屋外	屋外																																																																																					
ZnSシンチレーションサーベイメータ	屋内及び屋外	屋外																																																																																					
電離箱サーベイメータ	屋内及び屋外	屋外																																																																																					
小型船舶(海上モニタリング用)	屋外	屋外																																																																																					
可搬型気象観測装置	屋外	屋外																																																																																					
モニタリング・ポスト用発電機	屋外	屋外及びモニタリング・ポスト局舎内																																																																																					
機器名称	設置場所	操作場所																																																																																					
可搬型モニタリング・ポスト	屋外	屋外																																																																																					
可搬型ダスト・よう素サンプラ	—	屋外																																																																																					
NaIシンチレーションサーベイ・メータ	—	屋外																																																																																					
β線サーベイ・メータ	—	屋外																																																																																					
ZnSシンチレーションサーベイ・メータ	—	屋外																																																																																					
電離箱サーベイ・メータ	—	屋外																																																																																					
小型船舶	—	屋外																																																																																					
可搬型気象観測設備	屋外	屋外																																																																																					
機器名称	設置場所	操作場所																																																																																					
可搬型モニタリング・ポスト	屋外	屋外																																																																																					
可搬型ダスト・よう素サンプラ	屋内及び屋外	屋外																																																																																					
NaIシンチレーション・サーベイ・メータ	屋内及び屋外	屋外																																																																																					
GM汚染サーベイ・メータ	屋内及び屋外	屋外																																																																																					
α・β線サーベイ・メータ	屋内及び屋外	屋外																																																																																					
電離箱サーベイ・メータ	屋内及び屋外	屋外																																																																																					
小型船舶	屋外	屋外																																																																																					
可搬型気象観測装置	屋外	屋外																																																																																					

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.17.2.1.4 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p><u>(1) 容量 (設置許可基準規則第43条第2項一)</u></p> <p><u>(i) 要求事項</u></p> <p><u>想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</u></p> <p><u>(ii) 適合性</u></p> <p><u>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</u></p> <p><u>常設重大事故等対処設備として使用するモニタリング・ポスト用発電機は、1台につき3台のモニタリング・ポストに給電可能な設計とし、合計3台のモニタリング・ポスト用発電機により、合計9台のすべてのモニタリング・ポストに給電可能な設計とする。</u></p> <p><u>また、容量は約40kVA/台を有する設計とし、一回の給油作業で約18時間連続運転可能な設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(60-5-9)</u></p> <p><u>(2) 共用の禁止 (設置許可基準規則第43条第2項二)</u></p> <p><u>(i) 要求事項</u></p> <p><u>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(ii) 適合性</u></p> <p><u>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</u></p> <p><u>常設重大事故等対処設備として使用するモニタリング・ポスト用発電機は、号炉に関わらず発電所敷地境界周辺を測定するモニタリング・ポストに給電する設備であり、モニタリング・ポストと同様に6号及び7号炉で共用する設計とすることで、操作に必要な時間・要員を減少させて安全性の向上を図ることとする。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(60-3-5)</u></p>			<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3) <u>設計基準事故対処設備との多様性 (設置許可基準規則第43 条 第2 項三)</u></p> <p>(i) <u>要求事項</u></p> <p><u>常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</u></p> <p>(ii) <u>適合性</u></p> <p><u>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</u></p> <p><u>常設重大事故等対処設備として使用するモニタリング・ポスト用発電機は、常設重大事故防止設備に該当しないが、共通要因に対して、通常時にモニタリング・ポストに給電している常用所内電源設備と位置的分散を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>また、モニタリング・ポスト用発電機が機能喪失した場合は、可搬型モニタリングポストにより、放射線量を測定する機能が損なわれない設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(60-3-5)</u></p>			<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.17.2.1.5 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量 (設置許可基準規則第43条第3項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p><u>可搬型モニタリングポスト</u>は、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満足する設計とする。</p> <p><u>可搬型モニタリングポスト</u>は、<u>6号及び7号炉共用で15台</u> (モニタリング・ポストの代替として<u>9台</u>、<u>海側等に5台</u>及び<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の陽圧化判断に1台</u>)、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として<u>1台</u> (<u>6号及び7号炉共用</u>) の合計<u>16台</u>を荒浜側高台保管場所、大湊側高台保管場所及び<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に保管する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型モニタリングポスト</u>の電源は、蓄電池を使用し、予備品と交換することで、必要な期間測定できる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(60-5-1)</p> <p><u>可搬型ダスト・よう素サンプラ</u>は、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満足する設計とする。</p> <p><u>可搬型ダスト・よう素サンプラ</u>は、放射能観測車の代替測定並びに発電所及びその周辺 (発電所の周辺海域を含む。) において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度を測定し得る十分な個数として、<u>6号及び7号炉共用で2台</u>、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として<u>1台</u> (<u>6号及び7号炉共用</u>) の合計<u>3台</u>を、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に保管する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型ダスト・よう素サンプラ</u>の電源は、蓄電池を使用し、予備品と交換することで、必要な期間測定できる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(60-5-2)</p>	<p>3.17.2.1.4 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量 (設置許可基準規則第43条第3項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」について示す。</p> <p><u>可搬型モニタリング・ポスト</u>は、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値 (10^{-1}Gy/h) を満足する設計とする。</p> <p><u>可搬型モニタリング・ポスト</u>は、<u>10台</u> (モニタリング・ポストの代替として<u>4台</u>、<u>海側等に5台</u>及び緊急時対策所の正圧化判断に1台)、故障時又は保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計<u>12台</u>を<u>緊急時対策所建屋に保管する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型モニタリング・ポスト</u>の電源は、<u>外部バッテリー</u>を使用し、予備品と交換することで、必要な期間測定できる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(60-5-2)</p> <p><u>可搬型ダスト・よう素サンプラ</u>は、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値 ($3.7 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$) を満足する設計とする。</p> <p><u>可搬型ダスト・よう素サンプラ</u>は、放射能観測車の代替測定並びに発電所及びその周辺 (発電所の周辺海域を含む。) において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度を測定し得る十分な台数として2台、故障時又は保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台を、<u>緊急時対策所建屋に保管する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型ダスト・よう素サンプラ</u>の電源は、<u>外部バッテリー</u>を使用し、予備品と交換することで、必要な期間<u>試料を採取</u>できる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(60-5-3)</p>	<p>3.17.2.1.4 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量 (設置許可基準規則第43条第3項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p><u>可搬式モニタリング・ポスト</u>は、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満足する設計とする。</p> <p><u>可搬式モニタリング・ポスト</u>は、<u>モニタリング・ポストの代替測定並びに発電所及びその周辺 (周辺海域を含む。) において原子炉施設から放出される放射線量を測定し得る十分な台数として10台</u> (モニタリング・ポストの代替として<u>6台</u>、<u>海側に3台</u>及び緊急時対策所の正圧化判断に1台)、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として<u>2台</u>の合計<u>12台</u>を第1保管エリア及び第4保管エリアに保管する設計とする。</p> <p><u>可搬式モニタリング・ポスト</u>の電源は、蓄電池を使用し、予備品と交換することで、必要な期間測定できる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(60-5-1)</p> <p><u>可搬式ダスト・よう素サンプラ</u>は、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満足する設計とする。</p> <p><u>可搬式ダスト・よう素サンプラ</u>は、放射能観測車の代替測定並びに発電所及びその周辺 (発電所の周辺海域を含む。) において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度を測定し得る十分な個数として2台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台を、<u>緊急時対策所に保管する設計とする。</u></p> <p><u>可搬式ダスト・よう素サンプラ</u>の電源は、蓄電池を使用し、予備品と交換することで、必要な期間測定できる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(60-5-2)</p>	<p>・運用の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>③の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】</p> <p>島根 2号炉の可搬式モニタリング・ポストは、最大 10 台使用し、予備を 2 台保管する。また、左記場所以外には設置しない。</p> <p>・運用の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>③の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>NaI シンチレーションサーベイメータ, GM 汚染サーベイメータ及び電離箱サーベイメータは、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満足する設計とする。</p> <p>NaI シンチレーションサーベイメータ, GM 汚染サーベイメータ及び電離箱サーベイメータは、放射能観測車の代替測定並びに発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を測定し得る十分な個数として、<u>6号及び7号炉共用</u>で2台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台（<u>6号及び7号炉共用</u>）の合計3台を、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>に保管する設計とする。</p> <p>NaI シンチレーションサーベイメータ, GM 汚染サーベイメータ及び電離箱サーベイメータの電源は、乾電池を使用し、予備品と交換することで、必要な期間測定できる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(60-5-3, 4, 6)</p> <p>ZnS シンチレーションサーベイメータは、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満足する設計とする。</p> <p>ZnS シンチレーションサーベイメータは、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度を測定し得る十分な個数として、<u>6号及び7号炉共用</u>で1台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台（<u>6号及び7号炉共用</u>）の合計2台を、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>に保管する設計とする。</p> <p>ZnS シンチレーションサーベイメータの電源は、乾電池を使用し、予備品と交換することで、必要な期間測定できる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(60-5-5)</p> <p>電離箱サーベイメータは、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値（10^{-1}Gy/h）を満足する設計とする。</p> <p>電離箱サーベイメータは、発電所及びその周辺（周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を測定し得る台数として1台、故障時又は保守点</p>	<p>NaI シンチレーションサーベイメータ, β線サーベイメータ及びZnSシンチレーションサーベイメータは、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値（$3.7 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$）を満足する設計とする。</p> <p>NaI シンチレーションサーベイメータ, β線サーベイメータ及びZnSシンチレーションサーベイメータは、放射能観測車の代替測定並びに発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度を測定し得る十分な台数として各2台、故障時又は保守点検による待機除外時のバックアップ用として各1台の合計各3台を、<u>緊急時対策所建屋</u>にそれぞれ保管する設計とする。</p> <p>NaI シンチレーションサーベイメータ, β線サーベイメータ及びZnSシンチレーションサーベイメータの電源は、乾電池を使用し、予備品と交換することで、必要な期間測定できる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(60-5-4~60-5-6)</p> <p>電離箱サーベイメータは、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値（10^{-1}Gy/h）を満足する設計とする。</p> <p>電離箱サーベイメータは、発電所及びその周辺（周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を測定し得る台数として1台、故障時又は保守点</p>	<p>NaI シンチレーションサーベイメータ, GM汚染サーベイメータ及び電離箱サーベイメータは、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満足する設計とする。</p> <p>NaI シンチレーションサーベイメータ, GM汚染サーベイメータ及び電離箱サーベイメータは、放射能観測車の代替測定並びに発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を測定し得る十分な個数として2台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台を、<u>緊急時対策所</u>に保管する設計とする。</p> <p>NaI シンチレーションサーベイメータ, GM汚染サーベイメータ及び電離箱サーベイメータの電源は、乾電池を使用し、予備品と交換することで、必要な期間測定できる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(60-5-3, 60-5-4, 60-5-6)</p> <p>$\alpha \cdot \beta$線サーベイメータは、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満足する設計とする。</p> <p>$\alpha \cdot \beta$線サーベイメータは、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度を測定し得る十分な個数として1台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を、<u>緊急時対策所</u>に保管する設計とする。</p> <p>$\alpha \cdot \beta$線サーベイメータの電源は、乾電池を使用し、予備品と交換することで、必要な期間測定できる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(60-5-5)</p>	<p>・運用の相違 【柏崎6/7】 ③の相違</p> <p>・運用の相違 【柏崎6/7】 ③の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>小型船舶(海上モニタリング用)は、発電所の周辺海域において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を測定し得る十分な個数として、<u>6号及び7号炉共用</u>で1台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台(6号及び7号炉共用)の合計2台を荒浜側高台保管場所及び大湊側高台保管場所に保管する設計とする。また、<u>小型船舶(海上モニタリング用)</u>は、発電所の周辺海域において、発電用原子炉施設から放出される放射線量及び放射性物質の濃度の測定を行うために必要な測定装置及び要員を積載できる設計とする。</p> <p>(60-5-7)</p> <p>可搬型気象観測装置は、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める観測項目等を測定できる設計とする。</p> <p>可搬型気象観測装置は、気象観測設備が機能喪失しても代替し得る十分な個数として、<u>6号及び7号炉共用</u>で1台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台(6号及び7号炉共用)の合計2台を荒浜側高台保管場所及び大湊側高台保管場所に保管する設計とする。</p> <p>可搬型気象観測装置の電源は、蓄電池を使用し、予備品と交換することで、必要な期間測定できる設計とする。</p> <p>(60-5-8)</p> <p>(2) 確実な接続 (設置許可基準規則第43条第3項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備(発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。)と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたもので</p>	<p>検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を緊急時対策所建屋に保管する設計とする。</p> <p>電離箱サーベイ・メータの電源は、乾電池を使用し、予備品と交換することで、必要な期間測定できる設計とする。</p> <p>(60-5-7)</p> <p>小型船舶は、発電所の周辺海域において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を測定し得る十分な艇数として1艇、故障時又は保守点検による待機除外時のバックアップ用として1艇の合計2艇を可搬型重大事故等対処設備保管場所(西側、南側)に保管する設計とする。また、小型船舶は、発電所の周辺海域において、発電用原子炉施設から放出される放射線量及び放射性物質の濃度の測定を行うために必要な測定装置及び要員を積載できる設計とする。</p> <p>(60-5-8)</p> <p>可搬型気象観測設備は、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める観測項目等を測定できる設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備は、気象観測設備が機能喪失しても代替し得る台数として1台、故障時又は保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を緊急時対策所建屋に保管する設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備の電源は、外部バッテリーを使用し、予備品と交換することで、必要な期間測定できる設計とする。</p> <p>(60-5-9)</p> <p>(2) 確実な接続 (設置許可基準規則第43条第3項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備(発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。)と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講</p>	<p>小型船舶は、発電所の周辺海域において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を測定し得る十分な個数として1台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を、<u>第1保管エリア及び第4保管エリア</u>に保管する設計とする。また、<u>小型船舶</u>は、発電所の周辺海域において、発電用原子炉施設から放出される放射線量及び放射性物質の濃度の測定を行うために必要な測定装置及び要員を積載できる設計とする。</p> <p>(60-5-7)</p> <p>可搬式気象観測装置は、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める観測項目等を測定できる設計とする。</p> <p>可搬式気象観測装置は、気象観測設備が機能喪失しても代替し得る十分な個数として1台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を、<u>第1保管エリア及び第4保管エリア</u>に保管する設計とする。</p> <p>可搬式気象観測装置の電源は、蓄電池を使用し、予備品と交換することで、必要な期間測定できる設計とする。</p> <p>(60-5-8)</p> <p>(2) 確実な接続 (設置許可基準規則第43条第3項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備(発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。)と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたもので</p>	<p>・運用の相違 【柏崎6/7】 ③の相違</p> <p>・運用の相違 【柏崎6/7】 ③の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>あること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備として使用する監視測定設備は、常設設備と接続しない。 <u>(60-3-1~60-3-4)</u></p> <p>(3) 複数の接続口 (設置許可基準規則第43条第3項三)</p> <p>(i) 要求事項 常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備 (原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。) の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備として使用する監視測定設備は、常設設備と接続しない。 <u>(60-3-1~60-3-4)</u></p> <p>(4) 設置場所 (設置許可基準規則第43条第3項四)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備として使用する監視測定設備は、屋内及び屋外で設置及び操作する。屋内及び屋外は、放射線量が高くなるおそれが少ないため、設置及び操作が可能である。</p>	<p>じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備として使用する監視測定設備は、常設設備と接続しない。 <u>(60-3-2~60-3-5)</u></p> <p>(3) 複数の接続口 (設置許可基準規則第43条第3項三)</p> <p>(i) 要求事項 常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備 (原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。) の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備として使用する監視測定設備は、常設設備と接続しない。 <u>(60-3-2~60-3-5)</u></p> <p>(4) 設置場所 (設置許可基準規則第43条第3項四)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備として使用する監視測定設備は、屋内及び屋外で設置及び操作する。屋内及び屋外において放射線量が高くなるおそれが少ない<u>場所</u>で設置及び操作が可能な設計とする。</p>	<p>あること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備として使用する監視測定設備は、常設設備と接続しない。 <u>(60-3-1, 60-3-2, 60-3-3, 60-3-4)</u></p> <p>(3) 複数の接続口 (設置許可基準規則第43条第3項三)</p> <p>(i) 要求事項 常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備 (原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。) の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備として使用する監視測定設備は、常設設備と接続しない。 <u>(60-3-1, 60-3-2, 60-3-3, 60-3-4)</u></p> <p>(4) 設置場所 (設置許可基準規則第43条第3項四)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備として使用する監視測定設備は、屋内及び屋外で設置及び操作する。屋内及び屋外は、放射線量が高くなるおそれが少ないため、設置及び操作が可能である。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">(60-3-1~60-3-4)</p> <p>(5) 保管場所 (設置許可基準規則第43 条第3 項五)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備として使用する監視測定設備は、共通要因を考慮する常設重大事故等対処設備はないが、以下について考慮した設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポストは、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、対応する設計基準事故対処設備であるモニタリング・ポストと異なる場所の<u>荒浜側高台保管場所、大湊側高台保管場所及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内</u>に保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p style="text-align: center;">(60-6-1)</p> <p>可搬型ダスト・よう素サンプラ、<u>NaIシンチレーションサーベイメータ及びGM汚染サーベイメータ</u>は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、対応する設計基準事故対処設備である放射能観測車と異なる場所の<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内</u>に保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p style="text-align: center;">(60-6-2)</p> <p><u>ZnSシンチレーションサーベイメータ及び電離箱サーベイメータ</u>は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮</p>	<p style="text-align: center;">(60-3-2~60-3-5)</p> <p>(5) 保管場所 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項五)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型モニタリング・ポストは、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、対応する設計基準事故対処設備であるモニタリング・ポストと異なる場所の<u>緊急時対策所</u>に保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p style="text-align: center;">(60-6-2)</p> <p>可搬型ダスト・よう素サンプラ、<u>NaIシンチレーションサーベイ・メータ、β線サーベイ・メータ及びZnSシンチレーションサーベイ・メータ</u>は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、対応する設計基準事故対処設備である放射能観測車と異なる場所の<u>緊急時対策所</u>に保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p style="text-align: center;">(60-6-3, 60-6-4)</p> <p>電離箱サーベイ・メータは、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防</p>	<p style="text-align: center;">(60-3-1, 60-3-2, 60-3-3, 60-3-4)</p> <p>(5) 保管場所 (設置許可基準規則第43条第3項五)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備として使用する監視測定設備は、共通要因を考慮する常設重大事故等対処設備はないが、以下について考慮した設計とする。</p> <p>可搬式モニタリング・ポストは、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、対応する設計基準事故対処設備であるモニタリング・ポストと異なる場所の<u>第1保管エリア及び第4保管エリア</u>に保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p style="text-align: center;">(60-6-1)</p> <p>可搬式ダスト・よう素サンプラ、<u>NaIシンチレーション・サーベイ・メータ及びGM汚染サーベイ・メータ</u>は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、対応する設計基準事故対処設備である放射能観測車と異なる場所の<u>緊急時対策所内</u>に保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p style="text-align: center;">(60-6-2)</p> <p><u>α・β線サーベイ・メータ及び電離箱サーベイ・メータ</u>は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、外部か</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>内に保管する設計とする。</p> <p>(60-6-3)</p> <p><u>小型船舶(海上モニタリング用)</u>は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、<u>荒浜側高台保管場所及び大湊側高台保管場所</u>に保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(60-6-3)</p> <p><u>可搬型気象観測装置</u>は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、対応する設計基準事故対処設備である気象観測設備と異なる場所の<u>荒浜側高台保管場所及び大湊側高台保管場所</u>に保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(60-6-4)</p> <p>(6) アクセスルートの確保(設置許可基準規則第43条第3項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備として使用する監視測定設備は、保管場所から設置・使用場所まで、車両等によりアクセスルートを通行し、運搬できる設計とする。</p> <p><u>可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測装置</u>の設置位置については、原則モニタリング・ポスト及び気象観測設備位置とするが、モニタリング・ポスト及び気象観測設備への移動ルートが通行できない場合は、アクセスルート上に設置する。その後、移動ルートが通行できる状況になった場合は、順次モニタリング・ポスト及び気象観測設備位置に配備</p>	<p>止が図られた<u>緊急時対策所建屋</u>に保管する設計とする。</p> <p>(60-6-4)</p> <p>小型船舶は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、<u>可搬型重大事故等対処設備保管場所(西側、南側)</u>に保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(60-6-4)</p> <p><u>可搬型気象観測設備</u>は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、対応する設計基準事故対処設備である気象観測設備と異なる場所の<u>緊急時対策所</u>に保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(60-6-5)</p> <p>(6) アクセスルートの確保(設置許可基準規則第43条第3項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備として使用する監視測定設備は、保管場所から設置・使用場所まで、車両等によりアクセスルートを通行し、運搬できる設計とする。</p> <p><u>可搬型モニタリング・ポスト及び可搬型気象観測設備</u>の設置位置については、原則モニタリング・ポスト及び気象観測設備位置とするが、モニタリング・ポスト及び気象観測設備への移動ルートが通行できない場合は、アクセスルート上に設置する。その後、移動ルートが通行できる状況になった場合は、順次モニタリング・ポスト及び気象観測</p>	<p>らの衝撃による損傷の防止が図られた<u>緊急時対策所</u>内に保管する設計とする。</p> <p>(60-6-3)</p> <p>小型船舶は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、<u>第1保管エリア及び第4保管エリア</u>に保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(60-6-3)</p> <p><u>可搬式気象観測装置</u>は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、対応する設計基準事故対処設備である気象観測設備と異なる場所の<u>第1保管エリア及び第4保管エリア</u>に保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(60-6-4)</p> <p>(6) アクセスルートの確保(設置許可基準規則第43条第3項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備として使用する監視測定設備は、保管場所から設置・使用場所まで、車両等によりアクセスルートを通行し、運搬できる設計とする。</p> <p><u>可搬式モニタリング・ポスト及び可搬式気象観測装置</u>の設置位置については、原則モニタリング・ポスト及び気象観測設備位置とするが、モニタリング・ポスト及び気象観測設備への移動ルートが通行できない場合は、アクセスルート上に設置する。その後、移動ルートが通行できる状況になった場合は、順次モニタリング・ポスト及び気象観測設備位置に配</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>していくこととする。 <u>(60-7-1~60-7-3)</u></p> <p>(7)設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性 (設置許可基準規則第43条第3項七)</p> <p>(i) 要求事項 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>可搬型重大事故等対処設備として使用する監視測定設備は、可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備に該当しないが、以下について考慮した設計とする。</u></p> <p><u>可搬型モニタリングポスト</u>は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、対応する設計基準事故対処設備であるモニタリング・ポストと異なる場所の<u>荒浜側高台保管場所、大湊側高台保管場所及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>内に保管することで、位置的分散を図る設計とする。 (60-6-1)</p> <p><u>可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaIシンチレーションサーベイメータ及びGM汚染サーベイメータ</u>は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、対応する設計基準事故対処設備である放射能観測車と異なる場所の<u>5号炉原子炉建</u></p>	<p>設備位置に設置していくこととする。 <u>(60-7-2~60-7-5)</u></p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性 (設置許可基準規則第43条第3項七)</p> <p>(i) 要求事項 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵層の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>可搬型重大事故等対処設備として使用する監視測定設備は、可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備に該当しないが、以下について考慮した設計とする。</u></p> <p><u>可搬型モニタリング・ポスト</u>は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、対応する設計基準事故対処設備であるモニタリング・ポストと異なる場所の<u>緊急時対策所</u>に保管することで、位置的分散を図る設計とする。 (60-6-2)</p> <p><u>可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaIシンチレーションサーベイ・メータ、β線サーベイ・メータ及びZnSシンチレーションサーベイ・メータ</u>は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、対応する設計基準事故対</p>	<p>備していくこととする。 <u>(60-7-1, 60-7-2, 60-7-3)</u></p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性 (設置許可基準規則第43条第3項七)</p> <p>(i) 要求事項 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>可搬式モニタリング・ポスト</u>は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、対応する設計基準事故対処設備であるモニタリング・ポストと異なる場所の<u>第1保管エリア及び第4保管エリア</u>に保管することで、位置的分散を図る設計とする。 (60-6-1)</p> <p><u>可搬式ダスト・よう素サンプラ、NaIシンチレーションサーベイ・メータ及びGM汚染サーベイ・メータ</u>は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、対応する設計基準事故対処設備である放射能観測車と異なる場所の<u>緊急時</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 島根2号炉の緊急時対策所の正圧化判断に使用する可搬式モニタリング・ポストは、可搬型重大事故緩和設備に該当する</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>屋内緊急時対策所内に保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(60-6-2)</p> <p>ZnS シンチレーションサーベイメータ及び電離箱サーベイメータは、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>(60-6-3)</p> <p>小型船舶(海上モニタリング用)は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、荒浜側高台保管場所及び大湊側高台保管場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(60-6-3)</p> <p>可搬型気象観測装置は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、対応する設計基準事故対処設備である気象観測設備と異なる場所の荒浜側高台保管場所及び大湊側高台保管場所に保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(60-6-4)</p>	<p>処設備である放射能観測車と異なる場所の緊急時対策所に保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(60-6-3, 60-6-4)</p> <p>電離箱サーベイ・メータは、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策所建屋に保管する設計とする。</p> <p>(60-6-4)</p> <p>小型船舶は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、可搬型重大事故等対処設備保管場所(西側、南側)に保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(60-6-4)</p> <p>可搬型気象観測設備は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、対応する設計基準事故対処設備である気象観測設備と異なる場所の緊急時対策所に保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(60-6-5)</p>	<p>対策所内に保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(60-6-2)</p> <p>$\alpha \cdot \beta$線サーベイ・メータ及び電離箱サーベイ・メータは、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>(60-6-3)</p> <p>小型船舶は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、第1保管エリア及び第4保管エリアに保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(60-6-3)</p> <p>可搬式気象観測装置は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、対応する設計基準事故対処設備である気象観測設備と異なる場所の第1保管エリア及び第4保管エリアに保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(60-6-4)</p>	